多賀城関連遺跡発掘調査報告書第25冊

桃生城跡Ⅷ

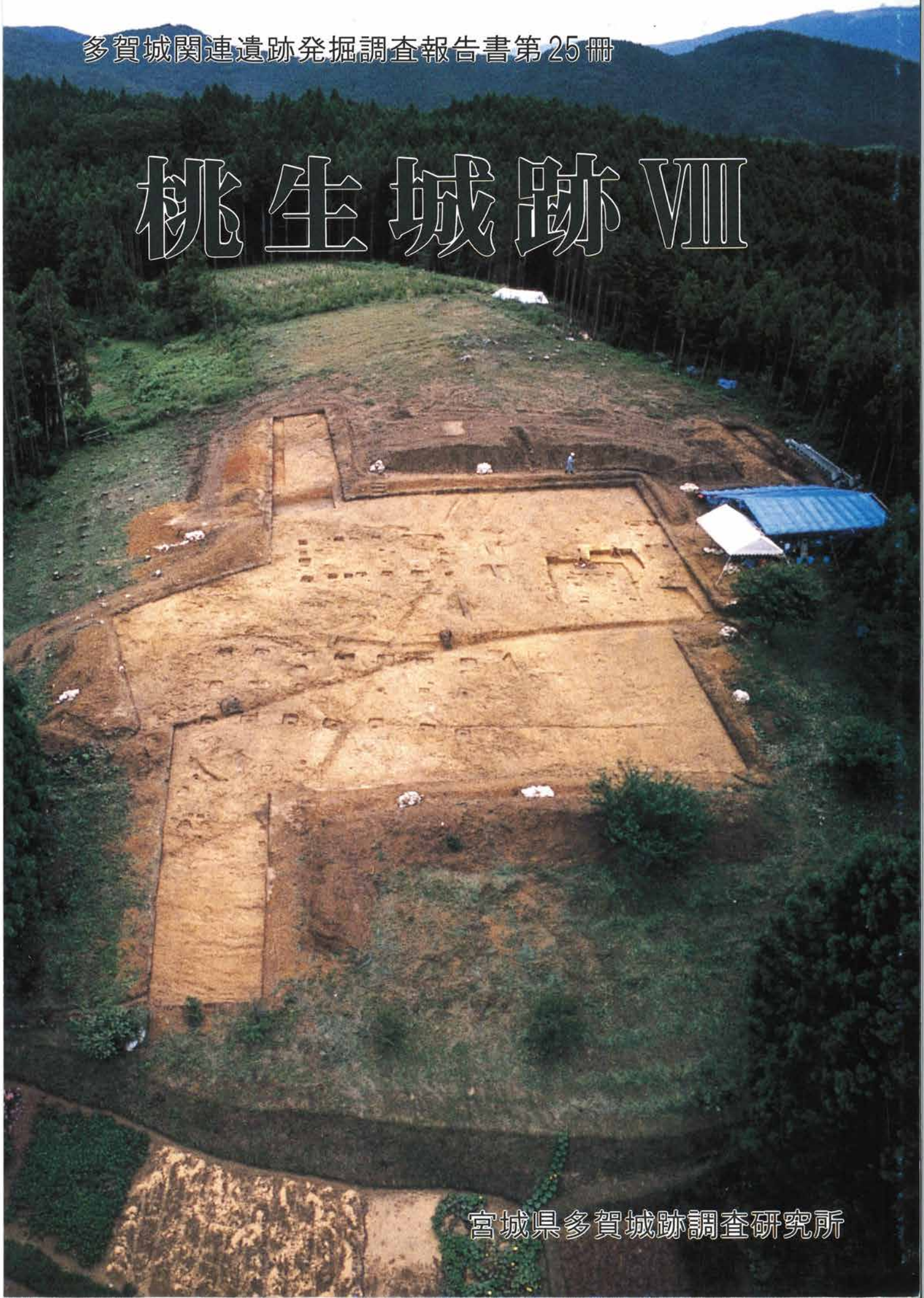

宮城県多賀城跡調査研究所

序　　文

藤原仲麻呂（恵美押勝）政権下にあった律令政府は、天平宝字２年(758)から同４年(760)にかけて、陸奥国北部の海道地方に桃生城、出羽国雄勝地方に雄勝城を築き、天平宝字６年（762）には多賀城の大規模な修造を行い、さらに神護景雲元年(767)には陸奥国北部の山道地方に伊治城を造営した。また、この頃に秋田城の改修も行っている。こうした相次ぐ城柵の造営や改修は、蝦夷政策を一段と強化するための措置とみられ、その推進にあたったのは仲麻呂の四男で、陸奥出羽按察使、陸奥守、鎮守将軍の三官を兼務し、名実ともに東北政策の全権を握っていた恵美朝獦であった。

こうした律令政府による支配強化は蝦夷側からの大きな反発を招くこととなり、宝亀５年(774)７月にはまず桃生城が海道の蝦夷に攻撃を受けている。この事件を発端として律令政府と蝦夷側との戦争状態に突入し、宝亀11年(780)の伊治公呰麻呂による按察使紀広純等の殺害と多賀城攻撃、桓武朝期の三次にわたる大征討などを経て、坂上田村麻呂の収拾に至るいわゆる「38年戦争」へと続いていく。

このように、桃生城は古代東北の歴史の大きなうねりの中で重要な位置を占める城柵であり、その実態の解明は極めて大きな歴史的意義を持つと考えている。

こうしたことから、当研究所では多賀城関連遺跡調査事業の最初の対象遺跡として桃生城跡を選定し、第１次５ヵ年計画の第１・２年次にあたる昭和49・50年度に発掘調査を行い、さらに第５次５ヵ年計画で再度桃生城跡を取り上げ、平成６年度から継続して発掘調査を実施しているところである。これまでの調査により、桃生城政庁の規模・構造・変遷、および外郭区画施設の位置と構造などについてはほぼ解明できたと自負している。

平成９年度からは、城内に置かれていた実務官衙ブロックの様相の把握を目的として、政庁の西側に位置するやや広い平坦面を持つ丘陵を対象に調査を実施しており、今年度の第８次調査はその３年目の調査となる。調査結果の詳細は本文に譲ることとするが、この地区の３年間の調査によりこの丘陵に位置する官衙域の使われ方などをかなり具体的に明らかにできたと考えている。本書はその成果をまとめたものであり、東北古代史の解明と本遺跡の保存活用に役立てていただければこの上ない喜びである。

刊行にあたり、有益なご指導を賜った多賀城跡調査研究指導委員会の諸先生、文化庁、調査に共催いただいた河北地区・桃生町両教育委員会の関係者、地権者をはじめ調査を支援してくださった地元の皆様方には、所員一同心から感謝申し上げる次第である。

平成12年３月

宮城県多賀城跡調査研究所
所長　白鳥良一

目　　次

調査要項 …… 1

Ⅰ．多賀城関連遺跡の調査計画 …… 1

Ⅱ．遺跡の概要とこれまでの調査成果 …… 4

Ⅲ．第８次調査の目的と経過 …… 8

Ⅳ．基本層序 …… 9

Ⅴ．発見された遺構と遺物

（１）区画溝（ＳＤ126区画溝） …… 10

（２）建物跡とその雨落溝

（ＳＢ121建物跡とＳＤ122雨落溝、ＳＢ123A･B建物跡とSD127雨落溝、ＳＢ128建物跡、ＳＢ129建物跡）…… 11

（３）住居跡（ＳＩ130住居跡とＳＩ131Ａ・Ｂ住居跡）…… 17

（４）その他の遺構 …… 22

（５）表土出土の遺物 …… 22

Ⅵ．考察

（１）出土遺物の検討 …… 24

（２）政庁西側官衙の変遷と構成 …… 29

Ⅶ．まとめ …… 35

写真図版

報告書抄録

例　　言

1．本書は平成11年度に実施した桃生城跡第８次調査の成果を収録したものである。

2．当研究所の発掘調査は、多賀城調査研究指導委員会の指導と承認のもと、年次計画に基づき行っている。

3．本遺跡の測量については、第X系座標 X＝－163,020,000m、Y＝39,000,000m、H＝65,440mを原点とし、発掘基準線の北は第Ｘ系座標北と一致する。本書で用いた方位はこの基準線をもとに計測したものである。

4．土色については『新版標準土色帖』（小山正忠・竹原秀雄：1976）を参照した。

5．瓦及び壁土に分類は、当研究所(1995.3)『多賀城関連遺跡発掘調査報告書第20冊　桃生城跡Ⅲ』の分類基準による。

6．当研究所刊行物の引用は、「多賀城跡調査研究所（1999.3）：『桃生城跡Ⅶ』pp.10～20。」のように略した。

7．鉄製品の保存処理については、東北歴史博物館手塚均氏と及川規氏の協力を得た。

8．本調査で得られた資料は、宮城県教育委員会で保管している。

9．本調査成果の一部は、『現地説明会資料』『広報かほく』『宮城県遺跡調査成果発表会資料』『古代城柵官衙遺跡検討会資料』などに紹介しているが、本書の内容がすべてに優先する。

10．本書の作成にあたっては、白鳥良一・阿部恵・後藤秀一・柳澤和明・吾妻俊典・白崎恵介の討議・検討をもとに、後藤と吾妻が執筆・編集した。

調査要項

1．遺　跡　名　　桃生城跡
2．所　在　地　　宮城県桃生郡河北町飯野字中山・字碓畑・字高屋敷、同郡桃生町太田字沢入畑
3．調 査 主 体　　宮城県教育委員会（教育長　柿崎征英）
4．調 査 共 催　　河北地区教育委員会（教育長　松澤俊男）
　　桃生町教育委員会（教育長　遠山博久）
5．調 査 指 導　　多賀城跡調査研究指導委員会（委員長　芹沢長介）
6．調 査 担 当　　宮城県多賀城跡調査研究所長　白鳥良一
7．調　査　員　　白鳥良一・阿部恵・後藤秀一・佐藤和彦・柳澤和明・吾妻俊典・白崎恵介
8．調 査 期 間　　平成11年８月２日～10月18日
9．調 査 面 積　　約 1200 ㎡（河北町飯野字中山71･80-3）
10．地　権　者　　佐々木清美・今野正利・飯高章・伊藤幸一・佐々木正二
11．調査参加者
　河北地区教育委員会：佐々木丈二・佐藤徳郎・今泉良正
　河北地区文化財保護委員：小出勝治・岡田平治・神山定男・武山武志・佐藤東一・中島久太郎
　地　元　協　力　者：伊藤良一・小出新吾・佐々木清美・高石順一・伊藤信雄・赤間勝雄・遠藤初美・小出正夫・伊藤幸一・伊藤ふみ子・伊藤やゑ子・佐々木市子・高石とよ子・佐藤信子・遠藤やす子・小出いく子・三浦まつよ・阿部とみ子
　体 験 学 習 参 加 者：阿部百合香・佐藤朱美・山内美穂・神山真輝・佐藤勇作・及川芳美・男澤由奈・武山将・狩野光祐・水越大夢・阿部竜志・神山陽子・男澤修平
12．整理参加者　　王小庆（東北大学大学院）・小野郁子・今野健一郎・佐久間広恵・高橋美江・鈴木佐記子・松本庸一・佐藤友子・鈴木文子・小幡悦子・高橋幹子

Ⅰ．多賀城関連遺跡の調査計画

当研究所では、昭和49年度以来特別史跡多賀城跡附寺跡の調査研究と並行して、古代の多賀城と密接に関連する宮城県内の城柵・官衙遺跡や生産遺跡についての調査研究を継続的に実施してきている。この調査研究事業は、古代の陸奥・出羽両国を支配するうえで中枢的な役割を果たした多賀城を、多角的な視野から解明するとともに、これら諸遺跡の保存・活用を目的としたものである。

調査研究は、多賀城跡調査研究指導委員会の指導に基づき５カ年計画を立て、その年次計画に従って実施している。

第１次５カ年計画(昭和49～53年)では、本遺跡と築館町の伊治城跡を、また第２次５カ年計画の初年度である昭和54年度から第３次５カ年計画の２年次にあたる昭和60年度までは、古川市の名生

館官衙遺跡とその関連瓦窯跡とみていた岩出山町の合戦原窯跡群、昭和61年度から第４次５カ年計画の４年次にあたる平成４年度までは宮崎町の東山遺跡、最終年度の平成５年度は松山町の下伊場野窯跡群(志田郡三本木町・松山町)の発掘調査を実施した。これらの遺跡のなかで、伊治城跡・名生館官衙遺跡・東山遺跡についての計画的な調査は、それぞれの市・町の教育委員会に引き継がれた。また、名生館官衙遺跡は昭和62年に、東山遺跡は平成11年に史跡に指定されている。

平成６年度からの第５次５カ年計画では、前回の調査で課題として残っていた政庁の範囲を確定するためと、周辺の圃場整備により客土取得地として破壊される恐れが生じたため、再び本遺跡の調査を実施することにした。平成６～８年度は政庁地区と遺跡の範囲を確定する必要から外郭線の調査を実施し、政庁の規模・建物配置や、外郭線の位置・規模・構造をほぼ把握した。平成９年度からはこれまで未調査であった城内の官衙の様相を解明するため、政庁西側に位置する丘陵を対象に調査を実施した。その結果、この丘陵全域が官衙として利用されており、その西半部には大規模な建物の一部を確認している。そこで第６次５カ年計画の初年度にあたる平成11年度は、一部確認した建物跡の全体規模を確認することと、官衙の西側と南側への広がりの把握を目的に第８次調査を実施した。総事業費は15,300千円(国庫補助50%)である。

年　次	対象遺跡	調査内容	発掘調査面積	予　算
平成11年度	桃生城跡	発掘調査	1,200㎡	15,300千円
平成12年度	桃生城跡	発掘調査	1,000㎡	17,000千円
平成13年度	桃生城跡	発掘調査	800㎡	17,000千円
平成14年度	亀岡遺跡	地形図作成・発掘調査	1,500㎡	18,000千円
平成15年度	亀岡遺跡	発掘調査	800㎡	17,000千円

表１　多賀城関連遺跡発掘調査第６次５ヵ年計画

河北町

	遺跡名	種別	時代
1	桃生城跡	城柵	古代
2	高屋敷跡	包含地	古代
3	飯野館跡	城館	中世
4	新田東遺跡	包含地	古代
5	問答山遺跡	包含地	古代
6	赤間館跡	城館	中世
7	外吉野遺跡	包含地	古代
8	後谷地遺跡	包含地	古代
9	沢田山西遺跡	包含地	古代
10	七郎館跡	城館 包含地	古代、中世
11	大森城跡	城館	中世
12	成田遺跡	包含地	古代
13	日影貝塚	貝塚	縄文前
14	山崎館跡	城館	中世
15	相野谷館跡	城館	中世
16	和泉沢古墳群	円墳	古代
17	合戦谷古墳	古墳	古墳後

桃生町

	遺跡名	種別	時代
18	万歳山A遺跡	包含地	縄文
19	万歳山B遺跡	包含地	奈良・平安
20	細谷B遺跡	包含地	奈良・平安
21	太田窯跡	窯跡	奈良
22	細谷遺跡	包含地	縄文晩、古代
23	宗全山遺跡	包含地	縄文、古代
24	拾貫壱番遺跡	包含地	奈良・平安 近世
25	日高見神社遺跡	包含地	縄文、古墳後
26	安倍館跡	城館	中世
27	角山遺跡	包含地	奈良・平安 中・近世
28	太田館跡	城館	中世
29	中津山城跡	城館	中世、近世
30	白鳥古墳	円墳	古墳
31	八幡館跡	城館	中世
32	沢山城跡	城館	中世
33	永井館跡	城館	中世
34	壇ノ森館跡	城館	中世
35	黄竜渕館跡	城館	中世
36	樫崎館跡	城館	中世
37	樫崎貝塚	貝塚	縄文早・中
38	陣ヶ峯館跡	城館	中世
39	山田囲古墳	古墳	古墳後
40	山田館跡 (館山城)	城館 包含地	古代、中世

津山町

	遺跡名	種別	時代
41	館ヶ森館跡	城館	中世
42	十所貝塚	貝塚 包含地	縄文早・中 古代

豊里町

	遺跡名	種別	時代
43	武田屋敷跡	屋敷	近世
44	御蔵場跡	蔵場	近世

表２　桃生城跡と周辺の遺跡

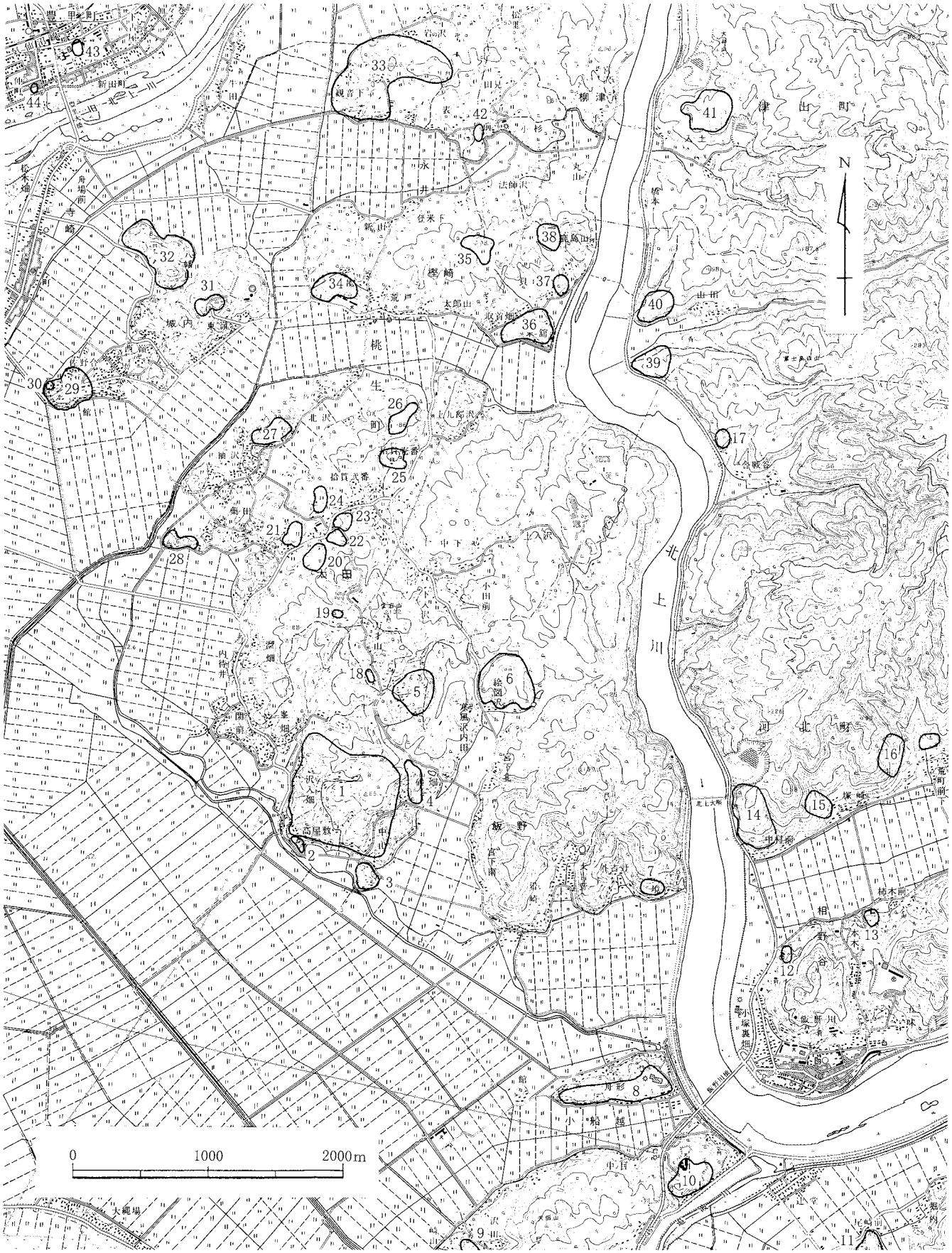

第１図　桃生城跡と周辺の遺跡

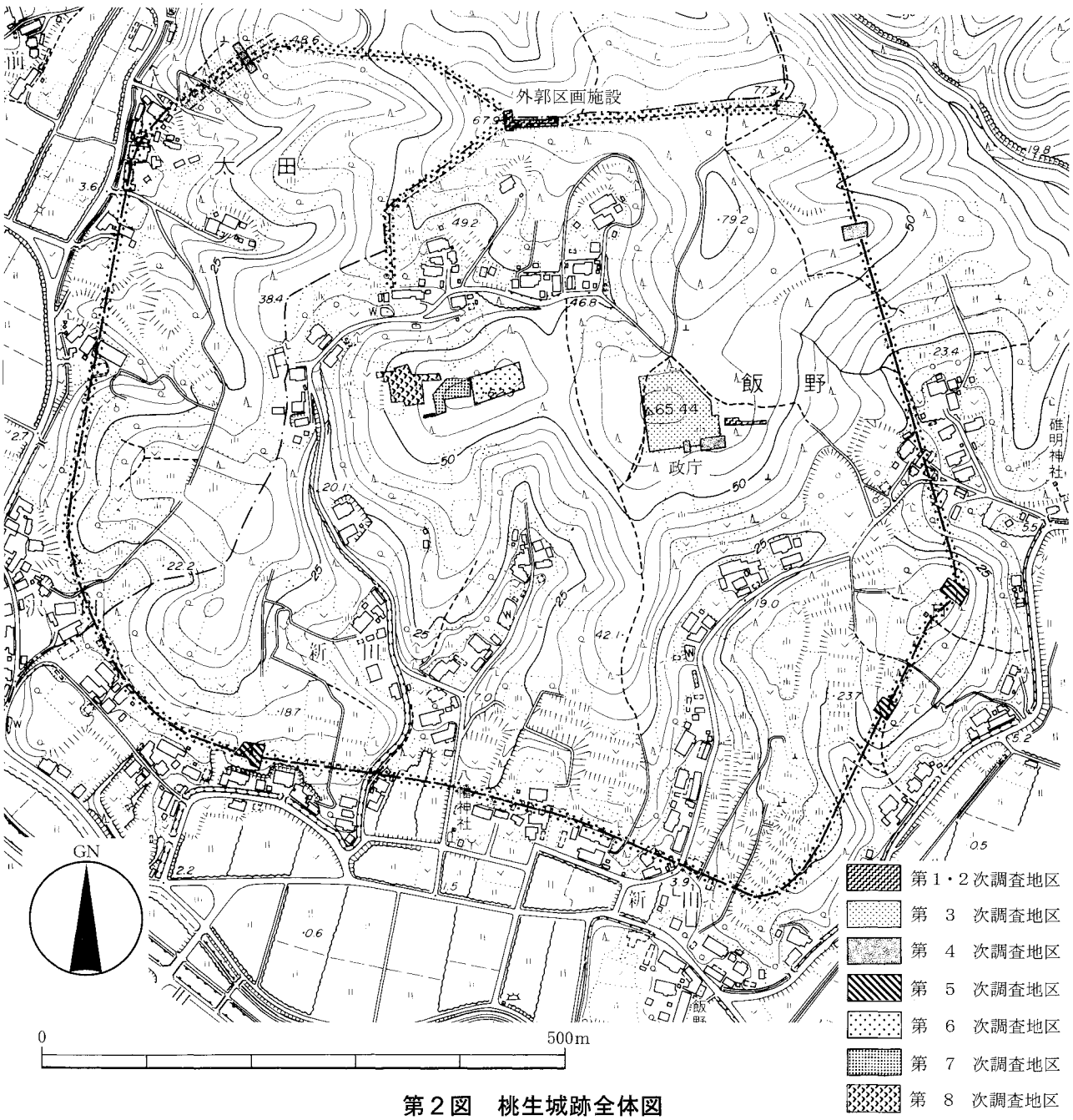

第２図　桃生城跡全体図

Ⅱ．遺跡の概要とこれまでの調査成果

【遺跡の概要】

桃生城跡は、桃生郡河北町飯野から同郡桃生町太田にかけて所在する奈良時代の城柵跡である。『続日本紀』によれば桃生城は、天平宝字２(758)年から造営が開始され、翌３(759)年には完成し、その後の宝亀５(774)年には海道の蝦夷の襲撃により西郭を敗られたことが知られるなど、築館町に所在する伊治城跡と同様に、造営の年代やその後の経緯がよく知られる全国的にみても数少ない貴重な遺跡である。

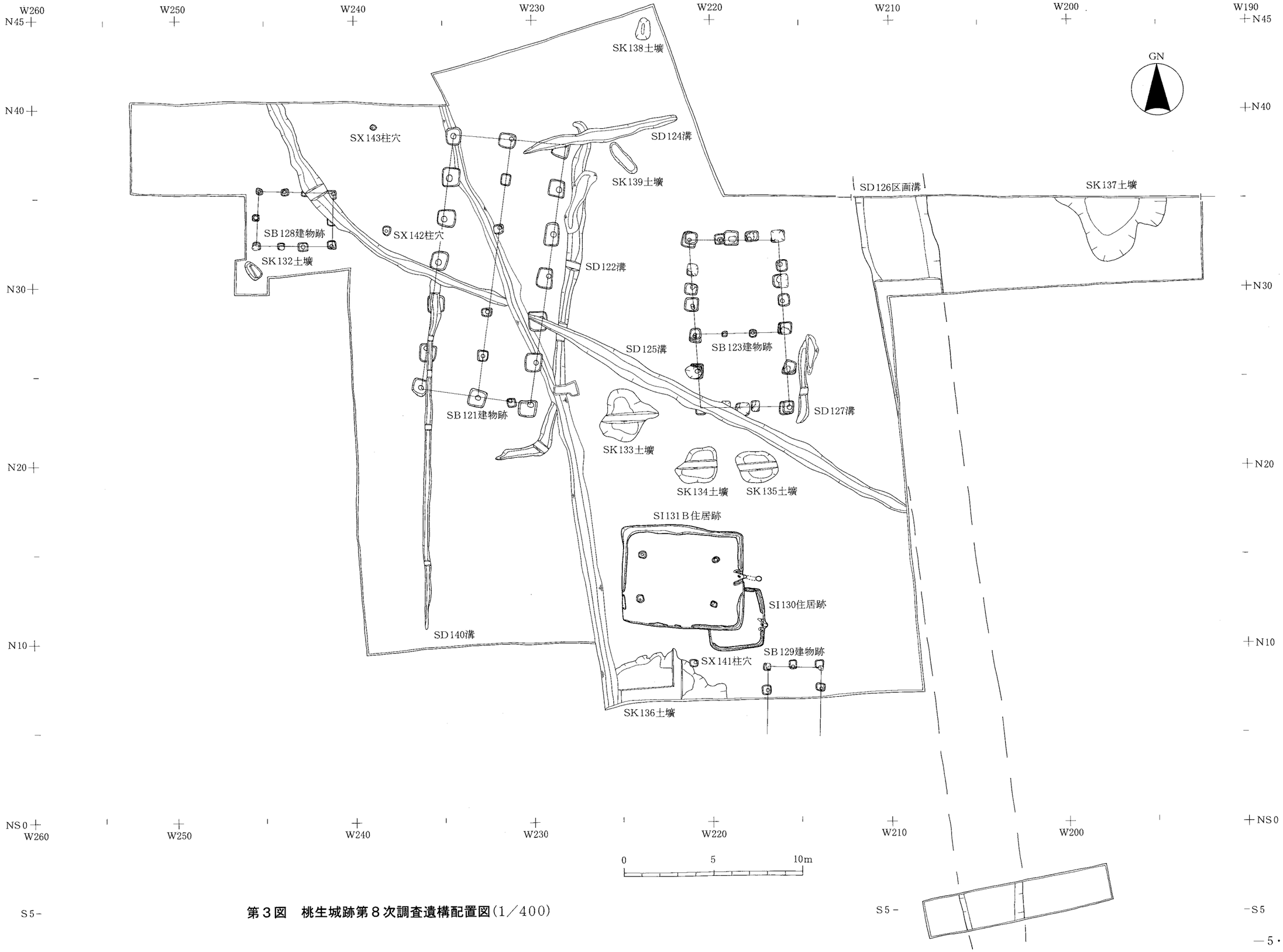

第３図　桃生城跡第８次調査遺構配置図(1／400)

桃生城の所在地については、茶臼山説、日高見神社説、長者森説などの諸説があり定かではなかった。しかし、昭和30年代に河北地区教育委員会および同町文化財保護委員会により、土手状の高まりや瓦および焼け壁片などが長者森説の擬定地である河北町飯野字中山地区において発見されたこと、また同地区北方で東西方向に続く土塁状の高まりが確認されたことから、同地区が桃生城跡の有力な擬定地と考えられるようになった。その後、当研究所による現地の踏査と昭和49・50年の発掘調査の実施により、桃生城は河北町飯野字中山から桃生町太田字沢入畑にまたがる地に所在することが確定した。

遺跡は、北と東を北上山地の西裾部を南流する北上川によって背後の丘陵地から分断された東西3.5km、南北４kmほどの不正方形をなす独立丘陵の南西端に立地している。遺跡の南と西は沖積地に面しており、南には旧北上川とみられる古川が東流している。

桃生城跡周辺には多くの遺跡が所在する(第１図)。遺跡の立地する丘陵の北側２kmほどには太田窯跡や宗全山遺跡など古代の遺跡が多くみられる。これらの中では桃生城に瓦を供給した太田窯跡(桃生町)が特に注目される。また、桃生城跡の外郭北東隅に隣接し、外郭東辺が位置する丘陵より緩やかに続く平坦な丘陵尾根から南側の緩斜面にかけて立地する新田東遺跡は、桃生城と密接に関連する遺跡の可能性が考えられる。

このほか、桃生・牡鹿地方には桃生城と関連する官衙や生産遺跡などがいくつかみられる。南西約11kmの矢本町赤井には、牡鹿柵跡あるいは牡鹿郡衙跡に推定されている赤井遺跡がある。赤井遺跡からは、「舎人」とヘラ書きされた須恵器高台坏が出土しており、陸奥国北部の海道地方の有力な豪族で、牡鹿郡の大領として有名な道嶋氏との関連でも注目されている。南約11km、北上川河口付近の石巻市田道町には、延暦11(792)年分の出挙額を記載した木簡や銅製帯金具を出土した田道町遺跡がある。また、南西21kmの鳴瀬町野蒜には多賀城創建瓦を出土した亀岡遺跡がある。南西６kmの河南町須江の須江丘陵には、須江窯跡群がある。８世紀代の瓦、８世紀から10世紀にかけての須恵器を生産し、これらの須恵器の一部が赤井遺跡から出土している。また、南西17kmの矢本町矢本には矢本横穴墓群があり、関東系の土師器や「大舎人」と墨書された８世紀前半の須恵器坏が出土している。

【これまでの調査成果】

桃生城跡の発掘調査は、当研究所が昭和49・50年の２年間と平成６年から再び継続して実施してきており、これまでの調査の成果を要約すると以下のようになる。

桃生城跡は、平面形が不整方形をなし、規模が東西約800m、南北約650mと推定される。そして外郭区画施設は、丘陵の先端や尾根上あるいは傾斜の変換点を通り、北西隅が土塁と築地塀、北辺～東辺が土塁、南辺西端部付近が材木塀とそれに伴う外側の大溝というように場所によって構造が異なる。また、北辺中央部から分岐した土塁が城内を二分するように南へ続いており、その痕跡は政庁西側丘陵から沢を隔てた北側の丘陵まで確認されている。

桃生城の中枢部である政庁は、中央部やや東よりの丘陵に位置している。築地塀で区画され、その規模は南北約72m、東西約66mである。内部には中央北寄りに正殿とその後方に後殿、また南前面の東西対称となる築地塀際に脇殿を各１棟配置している。そして、このように正殿を中心とした南へ

開いた「コ」字型に建物を配置することで形成された空間は、儀式などに利用された広場となっている。これら政庁の各建物跡はいずれも掘立式の瓦葺きであったとみられ、築地塀も含めて宝亀５(774)年の海道の蝦夷による襲撃に起因する火災で焼失しており、その後には再建されていないことが明らかになった。

城内の官衙については、政庁のすぐ東側と、政庁から約200ｍ西側の丘陵で存在を確認している。政庁東側の官衙では掘立式建物跡を１棟発見している。平成９年度から継続して調査を実施している政庁西側の官衙は、東が政庁跡の立地する丘陵と続き、南、西、北が南から入り込む大きな沢で画された政庁地区に次ぐ広さをもつ丘陵に立地している。遺構は丘陵中央の高まりを避けた周辺の緩斜面上で検出されており、これまで竪穴住居跡３棟と桁行３間、梁行２間の小規模な掘立式建物跡５棟、大規模な建物跡の一部とみられる柱穴などを発見している。官衙の広がりは東西150ｍほどの丘陵全体に及ぶとみられる。

Ⅲ．第８次調査の目的と経過

【調査目的】

第８次調査は、昨年度の調査で一部を検出していた建物跡の全貌を明らかにすることと、遺構の西側と南側への広がりを把握することを目的に実施した。

ところで、桃生城跡では外郭北辺中央部付近から土塁が分岐して城内を東西に二分するよう南へ続いている。そしてその痕跡は、土塁状の高まりとして本地区の沢を隔てた北側の丘陵まで認められ、その南延長線が本地区西半部を通過することになる。そこで、今回の調査では、この城内を二分している土塁の検出も目的とすることにした。

【調査経過】

８月２日午前に開始式をおこない、その終了後直ちに調査区を設定し、昨年度一部を検出していたＳＢ121建物跡周辺の調査区北西部から表土剥ぎに取りかかった。

表土剥ぎ・遺構検出作業は８月13日でほぼ終了し、昨年度一部を検出していたＳＢ121・123建物跡をはじめ、新たにＳＩ130・131竪穴住居跡、ＳＢ129建物跡、ＳＤ126区画溝、ＳＫ133～135土壙などを検出した。この中で、ＳＢ121建物跡は、床を持つ構造の桁行６間、梁行２間の南北棟建物跡で、これまで桃生城跡で発見した建物跡としては最大規模の建物であることが判明した。

引き続き検出した各遺構の精査とこれに併行して平面図の作成を開始した。その結果、ＳＢ123建物跡は、昨年度ＳＡ123柱列として捉えていたものであるが、当初柱間が桁行４間、梁行２間のものから桁行５間、梁行３間に同位置で建て替えられている南北棟建物跡であることが判明した。また、ＳＩ130・131住居跡はＳＩ130住居跡が古く、ＳＩ131住居跡が新しいものであり、新しいＳＩ131住居跡は、堆積層に１次堆積の灰白色火山灰層が認められた。それに対して古いＳＩ130住居跡は、堆積土の検討から埋め戻されて廃絶していることが判明した。

ＳＤ126区画溝は、幅約４ｍ、深さ約１ｍの南北溝で、堆積土上部に灰白色火山灰層がみられた。ＳＤ126区画溝については、南延長線上に新たに拡張区を設定した結果、さらに南へ続くことが判明した。

このほか、SB121建物跡周辺の土壙や溝についても精査をおこなった結果、西側に延ばした調査区の南壁際でSB128建物跡の北側柱列を検出し、調査区を拡張し全体規模を確認した。

この間、8月24日には、河北町内の小学生高学年を対象にした「かほくジュニアカレッジ」の一環である発掘体験学習会を実施した。また、遺構の精査及び溝・土壙の完掘作業、平面図の作成がほぼ終了した9月16日午前には調査成果を報道発表し、午後に空中撮影をおこなった。また、18日には地元住民と一般を対象にした現地説明会を開催し、9月20日には多賀城跡調査指導委員会の現地指導を受けた。

遺構の断割り調査や補足調査及び断面図の作成、写真撮影を行い、9月30日に調査に関する作業を終了した。10月1日から11日までは作業を一旦中止し、10月12日から調査区の埋め戻し作業を開始してすべての作業を10月18日に終了した。

Ⅳ．基本層序

今回調査を行った地区は、政庁地区から浅い谷を挟んで接続する丘陵上に位置する。標高は約48～57mで、東から西へ緩やかに傾斜する。調査直前まで、東側が杉林、西側が畠として利用され、50cmほどの比高差が存在した。層序は調査区全域でほぼ同一で、表土である第Ⅰ層、区画溝と住居跡の周辺に分布する第Ⅱ層、灰白色火山灰の層である第Ⅲ層、岩盤層である第Ⅳ層、粘土層である第Ⅴ層に大別できる。第Ⅳ層と第Ⅴ層はいわゆる地山である。

〔第Ⅰ層〕暗褐色(10YR3/3)シルト層。基本層序第Ⅳ層以下に起因する岩盤の粒を多く含む。調査区全体に分布する表土である。調査区中央の地境付近では、下層部分に黒褐色(10YR3/2)を主体とするところも見られる。

〔第Ⅱ層〕黒色(10YR2/1)シルト層。しまりがない層である。

〔第Ⅲ層〕灰白色(7.5Y7/1)火山灰層。10世紀前葉に降下したと考えられる(註)火山灰層である。

〔第Ⅳ層〕にぶい黄褐色(10YR5/4)岩盤層。岩片を多く含む層で、調査区東側に分布する。

〔第Ⅴ層〕赤褐色(5YR4/6)粘土層。第Ⅳ層の下層にあたり、調査区中央から西側では第Ⅰ層直下で確認できる。

なお、第7次調査区の層序(第1～3層)との対比は次のようになる。第Ⅰ層＝第1層と第2層、第Ⅳ層＝第3層。

(註)

(註) 灰白色火山灰の降下年代は、白鳥良一によって承平4(934)年を下限とする10世紀前半、当研究所年報では907～934年の間の10世紀前葉頃と年代が与えられており、これらに従い10世紀前葉とする。(白鳥良一(1980.3):「多賀城跡出土土器の変遷」『研究紀要Ⅶ』多賀城跡調査研究所、pp.31・32。多賀城跡調査研究所(1998.3):「Ⅱ．第68次調査」『年報1997』p.76。)

Ⅴ．発見された遺構と遺物

第８次調査では、区画溝１条、掘立式建物跡４棟、雨落溝２条、竪穴住居跡２棟、焼成遺構１基、土壙７基、溝３条、柱穴３個を確認した。これらの遺構検出面は基本層序第Ⅳ層上面もしくは第Ⅴ層上面であり、いわゆる地山面である。以下、区画溝、建物跡とその雨落溝、住居跡の順に説明し、それ以外の遺構については、その他の遺構としてまとめて述べる。

遺物は、出土した遺構ごとに報告し、最後に表土から出土した遺物を扱うこととする。なお出土した土師器は、全て製作にロクロを使用しないものである。

（１）区画溝

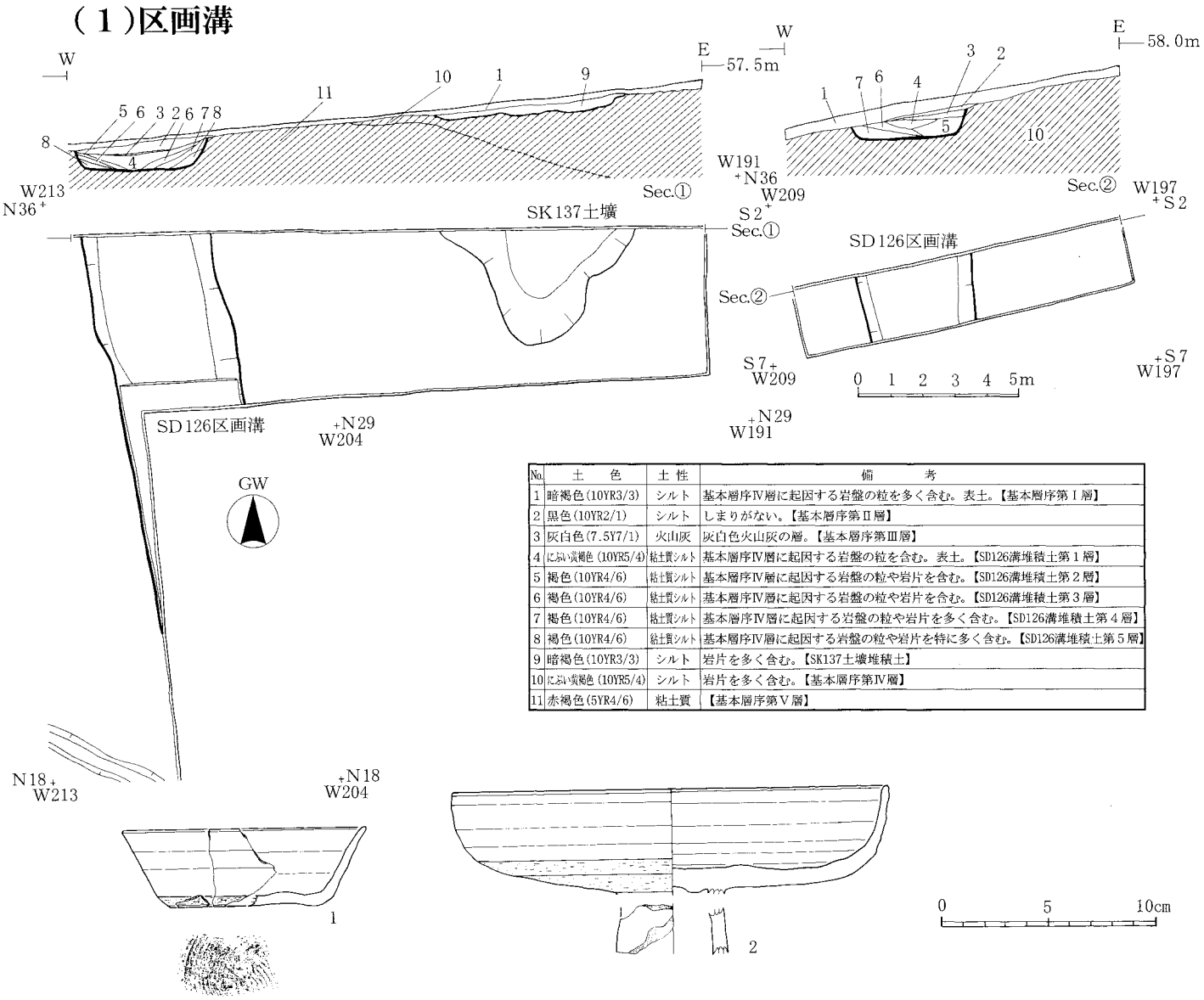

No.	土色	土性	備考
1	暗褐色(10YR3/3)	シルト	基本層序Ⅳ層に起因する岩盤の粒を多く含む。表土。【基本層序第Ⅰ層】
2	黒色(10YR2/1)	シルト	しまりがない。【基本層序第Ⅱ層】
3	灰白色(7.5Y7/1)	火山灰	灰白色火山灰の層。【基本層序第Ⅲ層】
4	にぶい黄褐色(10YR5/4)	粘土質シルト	基本層序Ⅳ層に起因する岩盤の粒を含む。表土。【SD126溝堆積土第１層】
5	褐色(10YR4/6)	粘土質シルト	基本層序Ⅳ層に起因する岩盤の粒や岩片を含む。【SD126溝堆積土第２層】
6	褐色(10YR4/6)	粘土質シルト	基本層序Ⅳ層に起因する岩盤の粒や岩片を含む。【SD126溝堆積土第３層】
7	褐色(10YR4/6)	粘土質シルト	基本層序Ⅳ層に起因する岩盤の粒や岩片を多く含む。【SD126溝堆積土第４層】
8	褐色(10YR4/6)	粘土質シルト	基本層序Ⅳ層に起因する岩盤の粒や岩片を特に多く含む。【SD126溝堆積土第５層】
9	暗褐色(10YR3/3)	シルト	岩片を多く含む。【SK137土壙堆積土】
10	にぶい黄褐色(10YR5/4)	シルト	岩片を多く含む。【基本層序第Ⅳ層】
11	赤褐色(5YR4/6)	粘土質	【基本層序第Ⅴ層】

No.	種類	分類	出土層位	特徴	登録	箱番号
1	須恵器 坏	B②類	SD126-2層	［底部～体下部］静止糸切り→回転ヘラケズリ。口径（11.4）cm。底径（7.2）cm。器高3.6cm。	SD126-R1	13017
2	須恵器 高坏	A類	SD126-2層	［外面］坏部下端に回転ヘラケズリ。口径（20.4）cm。	SD126-R2	13017

※ ()内の数値は復元。

第４図　SD126区画溝平面図（１／200）、断面図（１／200）、出土遺物

【SD 126 区画溝】（第４図）

〔位置〕調査区東に位置する。

〔重複〕重複する遺構はない。

〔検出状況〕南北方向に延びる12.8mほどの溝と、その南延長上で同じく南北方向へ延びる２mほどの溝を検出した。

〔長さ・方向〕溝の長さは、検出した２箇所を結ぶと南北方向に41.4mとなる。溝の方向は、北から西へ約10°偏る。

〔幅・断面形・深さ〕幅4.3m、下幅3.2mで、断面形は逆台形である。深さは、最も残りのよい北端の東辺で90cmである。

〔溝底〕凹凸はない。南が高く、北が低い。

〔堆積土〕溝の堆積土は、５層(第１～５層)に区分でき、いずれも岩片を含む自然堆積層である。その上層には基本層序第Ⅱ・Ⅲ層(灰白色火山灰層)が堆積している。

〔出土遺物〕第２層から、須恵器坏(第４図１)・高坏(２)・壁土(写真図版４－７)が出土した。この他に、土師器坏・甕、須恵器坏・高台坏・甕・壺の破片が出土している。いずれも、出土状況から溝が埋没した際に流入したものと考えられる。

(２)建物跡とその雨落溝

【SB 121 建物跡・ＳＤ 122 雨落溝】（第５図）

〔位置〕調査区中央に位置する。SB121建物跡の東側に、SD122雨落溝はある。

〔重複〕北東隅と南西部の柱穴を、SD124溝・SD125溝によって壊されており、これらよりも古い。

《SB121建物跡》

〔検出状況〕柱穴を21個（Ｐ１～Ｐ21柱穴）確認した。この内、床束の柱穴が４個（Ｐ17～Ｐ20柱穴）ある。

〔柱間数・棟方向〕桁行６間、梁行２間の南北棟で、床束を持つ建物である。棟方向を西側柱列で見ると、北から東へ約８°偏る。

〔建物規模〕桁行総長は東側柱列で14.78m、梁行総長は北側柱列で6.35mである。柱間寸法は、桁行約2.4m、梁行で約3.2mである。柱痕跡をもとにした建物面積は、約81.0m²である。

〔柱穴〕Ｐ１～Ｐ16柱穴の掘方は、一辺約70～130cmの方形で、最も残りのよいＰ４柱穴は検出面から96cmの深さである。この中でＰ14柱穴の掘方が、段掘となっていることを確認した。堆積土は、暗褐色土とにぶい黄褐色土を基調とする互層である。柱痕跡は、径約27～32cmの円形で、暗褐色土または黒褐色土に、焼土粒や炭粒が含まれる。

Ｐ17～Ｐ20柱穴（床束）の掘方は、一辺約45～60cmの方形で、Ｐ19柱穴は検出面から24cmの深さである。堆積土は、暗褐色土やにぶい黄褐色土を基調とする互層である。柱痕跡は、径20～22cmの円形で、暗褐色土に焼土粒と炭粒が含まれる。

Ｐ21の掘方は、一辺50cm前後の方形で、堆積土は黄褐色土である。柱痕跡は、径16cmの円形で、

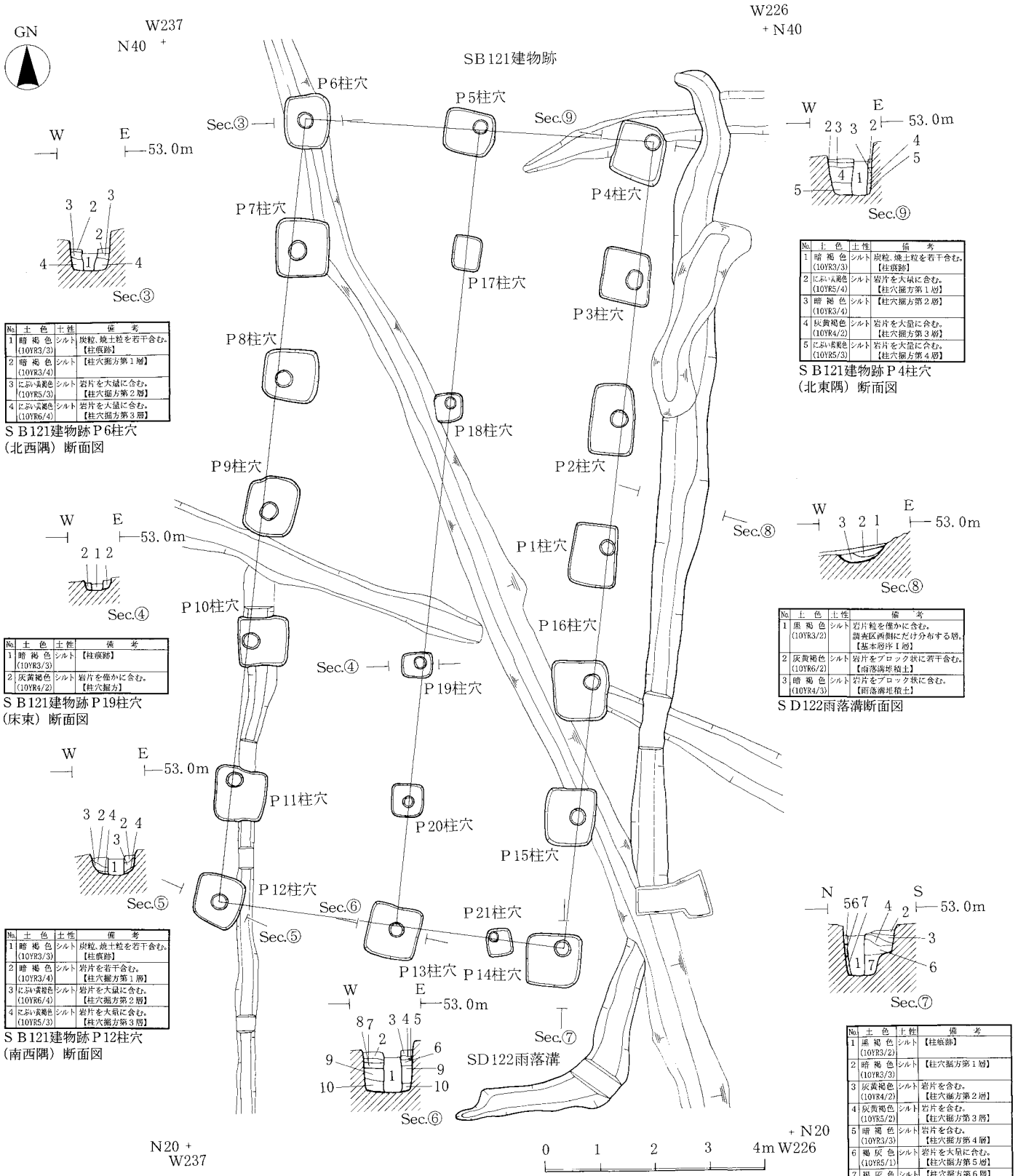

No.	土色	土性	備考
1	暗褐色 (10YR3/3)	シルト	炭粒、焼土粒を若干含む。【柱痕跡】
2	暗褐色 (10YR3/4)	シルト	【柱穴掘方第1層】
3	にぶい黄褐色 (10YR5/3)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方第2層】
4	にぶい黄褐色 (10YR6/4)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方第3層】

SB121建物跡P6柱穴
(北西隅) 断面図

No.	土色	土性	備考
1	暗褐色 (10YR3/3)	シルト	炭粒、焼土粒を若干含む。【柱痕跡】
2	にぶい黄褐色 (10YR5/4)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方第1層】
3	暗褐色 (10YR3/4)	シルト	【柱穴掘方第2層】
4	灰黄褐色 (10YR4/2)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方第3層】
5	にぶい黄褐色 (10YR5/3)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方第4層】

SB121建物跡P4柱穴
(北東隅) 断面図

No.	土色	土性	備考
1	暗褐色 (10YR3/4)	シルト	【柱痕跡】
2	灰黄褐色 (10YR6/2)	シルト	岩片をブロック状に若干含む。【雨落溝埋積土】
3	暗褐色 (10YR4/3)	シルト	岩片をブロック状に含む。【雨落溝埋積土】

SD122雨落溝断面図

No.	土色	土性	備考
1	暗褐色 (10YR3/3)	シルト	【柱痕跡】
2	灰黄褐色 (10YR4/2)	シルト	岩片を僅かに含む。【柱穴掘方】

SB121建物跡P19柱穴
(床束) 断面図

No.	土色	土性	備考
1	黒褐色 (10YR3/2)	シルト	岩片粒を僅かに含む。調査区西側にだけ分布する層。【基本層序Ⅰ層】

No.	土色	土性	備考
1	暗褐色 (10YR3/3)	シルト	炭粒、焼土粒を若干含む。【柱痕跡】
2	暗褐色 (10YR3/4)	シルト	岩片を若干含む。【柱穴掘方第1層】
3	にぶい黄褐色 (10YR6/4)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方第2層】
4	にぶい黄褐色 (10YR5/3)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方第3層】

SB121建物跡P12柱穴
(南西隅) 断面図

No.	土色	土性	備考
1	黒褐色 (10YR2/3)	シルト	【柱痕跡】
2	暗褐色 (10YR3/3)	シルト	【柱穴掘方第1層】
3	灰黄褐色 (10YR4/2)	シルト	【柱穴掘方第2層】
4	灰黄褐色 (10YR5/2)	シルト	岩片を含む。【柱穴掘方第3層】
5	暗褐色 (10YR3/3)	シルト	岩片を含む。【柱穴掘方第4層】
6	褐灰色 (10YR5/1)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方第5層】
7	褐灰色 (10YR5/1)	シルト	【柱穴掘方第6層】

SB121建物跡P14柱穴
(南東隅) 断面図

No.	土色	土性	備考
1	黒色 (10YR2/1)	シルト	焼土粒を僅かに含む。【柱痕跡】
2	暗褐色 (10YR3/3)	シルト	岩片を僅かに含む。【柱穴掘方第1層】
3	灰黄褐色 (10YR4/2)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方第2層】
4	にぶい黄褐色 (10YR5/4)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方第3層】
5	暗褐色 (10YR3/4)	シルト	岩片を僅かに含む。【柱穴掘方第4層】
6	褐灰色 (10YR4/1)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方第5層】
7	明黄褐色 (10YR6/6)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方第6層】
8	暗褐色 (10YR3/3)	シルト	岩片を僅かに含む。【柱穴掘方第7層】
9	灰黄褐色 (10YR5/2)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方第8層】
10	褐灰色 (10YR5/1)	シルト	【柱穴掘方第9層】

SB121建物跡P13柱穴断面図

第5図　SB121建物跡とSD122雨落溝平面図(1／100)、断面図(1／100)

褐色土である。P21柱穴は、P12～14柱穴と建物の柱筋が揃い、他に組み合う柱穴が存在しないことから、SB121建物跡を構成する柱穴の一つと考えられる。

〔出土遺物〕柱痕跡から土師器坏(第６図３)、須恵器蓋(４)が出土した。この他に、柱痕跡から土師器坏・甕・須恵器甕の破片が出土している。いずれも、柱痕跡の上層から出土しており、柱が朽ちた際に流入したものである。

《SD122雨落溝》

〔長さ・方向〕SB121建物跡の東側柱列から、1.2mほど東で、南北方向に延びる21.5mほどの溝である。溝の北端と南端は、西へ短く屈曲する。

〔幅・断面形・深さ〕幅35～60cm、下幅10～35cmで、断面形は「U」形である。深さは、最も残りのよい東辺で30cmである。

〔溝底〕凹凸がなく、P１柱穴付近が最も高く、北端と南端になるにつれて緩やかに低くなる。

〔堆積土〕２層(第１～２層)に区分でき、いずれも自然堆積層である。

〔出土遺物〕第１層から、土師器甕、須恵器甕の破片が出土した。この他にも昨年度の調査で土師器甕３点、須恵器坏１点、蓋１点、鉢１点が出土し、すでに報告している(註１)。いずれも、出土状況から溝が埋没した際に流入したものである。

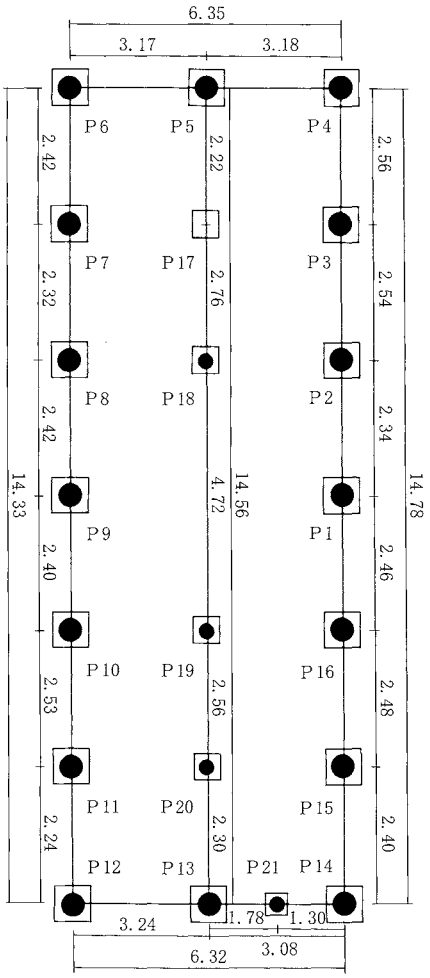

ＳＢ121建物跡の平面規模
(単位はm　●印は柱痕跡が確認できたもの)

柱穴番号	柱穴掘方		柱痕跡	備　考
	長辺×短辺	深さ	径	
P 1柱穴	114× 72	－	28	
P 2柱穴	129× 78	－	30	
P 3柱穴	96× 90	－	28	
P 4柱穴	106× 92	96	27	
P 5柱穴	92× 80	－	27	
P 6柱穴	100× 82	72	28	
P 7柱穴	106× 98	－	32	
P 8柱穴	100× 92	－	30	
P 9柱穴	110× 92	－	30	
P10柱穴	90× 90	－	32	
P11柱穴	100× 94	－	27	
P12柱穴	98× 90	46	30	
P13柱穴	94× 94	94	28	
P14柱穴	100× 96	92	30	
P15柱穴	108× 90	－	28	
P16柱穴	108×102	－	30	
P17柱穴	62× 50	20	－	【床束】
P18柱穴	52× 50	－	20	【床束】
P19柱穴	56× 46	24	22	【床束】
P20柱穴	60× 59	－	20	【床束】
P21柱穴	50× 46	－	16	

ＳＢ121建物跡柱穴掘方･柱痕跡の規模（単位：cm）

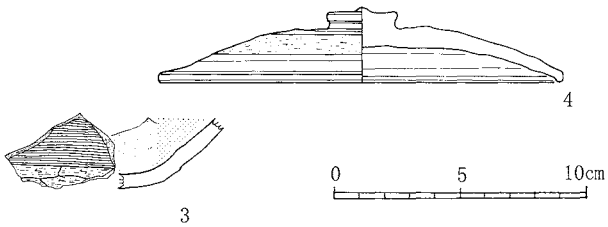

No.	種　類	分類	出土層位	特　　徴	登　録	箱番号
3	土師器　坏		SB121-P8-1層	[外面]口縁部ヨコナデ。体部ヘラケズリ。[内面]摩滅ー(黒色処理)。	SB121-R1	13017
4	須恵器　蓋	Ｃ類	SB121-P4-1層	宝珠状のつまみ。口径 (16.0) cm。器高2.9cm。残存1/2。	SB121-R2	13017

※ ()内の数値は復元。

第６図　SB121建物跡平面規模と出土遺物

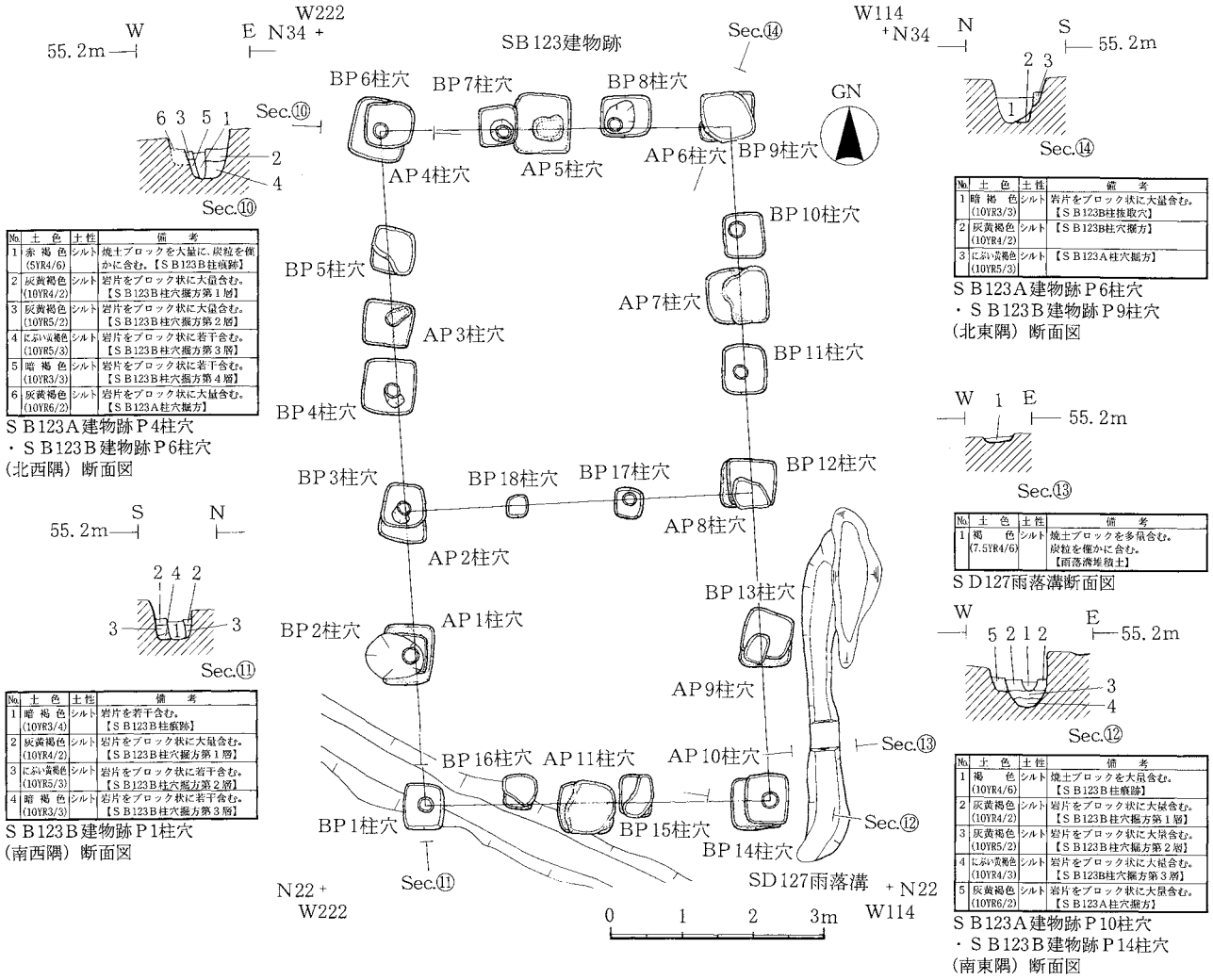

No.	土色	土性	備考
1	赤褐色 (5YR4/6)	シルト	焼土ブロックを大量に、炭粒を僅かに含む。【ＳＢ123Ｂ柱痕跡】
2	灰黄褐色 (10YR4/2)	シルト	岩片をブロック状に大量含む。【ＳＢ123Ｂ柱穴掘方第１層】
3	灰黄褐色 (10YR5/2)	シルト	岩片をブロック状に大量含む。【ＳＢ123Ｂ柱穴掘方第２層】
4	にぶい黄褐色 (10YR5/3)	シルト	岩片をブロック状に若干含む。【ＳＢ123Ｂ柱穴掘方第３層】
5	暗褐色 (10YR3/3)	シルト	岩片をブロック状に若干含む。【ＳＢ123Ｂ柱穴掘方第４層】
6	灰黄褐色 (10YR6/2)	シルト	岩片をブロック状に大量含む。【ＳＢ123Ａ柱穴掘方】

ＳＢ123Ａ建物跡Ｐ4柱穴
・ＳＢ123Ｂ建物跡Ｐ6柱穴
（北西隅）断面図

No.	土色	土性	備考
1	暗褐色 (10YR3/4)	シルト	岩片を若干含む。【ＳＢ123Ｂ柱痕跡】
2	灰黄褐色 (10YR4/2)	シルト	岩片をブロック状に大量含む。【ＳＢ123Ｂ柱穴掘方第１層】
3	にぶい黄褐色 (10YR5/3)	シルト	岩片をブロック状に若干含む。【ＳＢ123Ｂ柱穴掘方第２層】
4	暗褐色 (10YR3/3)	シルト	岩片をブロック状に若干含む。【ＳＢ123Ｂ柱穴掘方第３層】

ＳＢ123Ｂ建物跡Ｐ1柱穴
（南西隅）断面図

No.	土色	土性	備考
1	暗褐色 (10YR3/3)	シルト	岩片をブロック状に大量含む。【ＳＢ123Ｂ柱抜取穴】
2	灰黄褐色 (10YR4/2)	シルト	【ＳＢ123Ｂ柱穴掘方】
3	にぶい黄褐色 (10YR5/3)	シルト	【ＳＢ123Ａ柱穴掘方】

ＳＢ123Ａ建物跡Ｐ6柱穴
・ＳＢ123Ｂ建物跡Ｐ9柱穴
（北東隅）断面図

No.	土色	土性	備考
1	褐色 (7.5YR4/6)	シルト	焼土ブロックを多量含む。炭粒を僅かに含む。【雨落溝堆積土】

ＳＤ127雨落溝断面図

No.	土色	土性	備考
1	褐色 (10YR4/6)	シルト	焼土ブロックを大量含む。【ＳＢ123Ｂ柱痕跡】
2	灰黄褐色 (10YR4/2)	シルト	岩片をブロック状に大量含む。【ＳＢ123Ｂ柱穴掘方第１層】
3	灰黄褐色 (10YR5/2)	シルト	岩片をブロック状に大量含む。【ＳＢ123Ｂ柱穴掘方第２層】
4	にぶい黄褐色 (10YR4/3)	シルト	岩片をブロック状に大量含む。【ＳＢ123Ｂ柱穴掘方第３層】
5	灰黄褐色 (10YR6/2)	シルト	岩片をブロック状に大量含む。【ＳＢ123Ａ柱穴掘方】

ＳＢ123Ａ建物跡Ｐ10柱穴
・ＳＢ123Ｂ建物跡Ｐ14柱穴
（南東隅）断面図

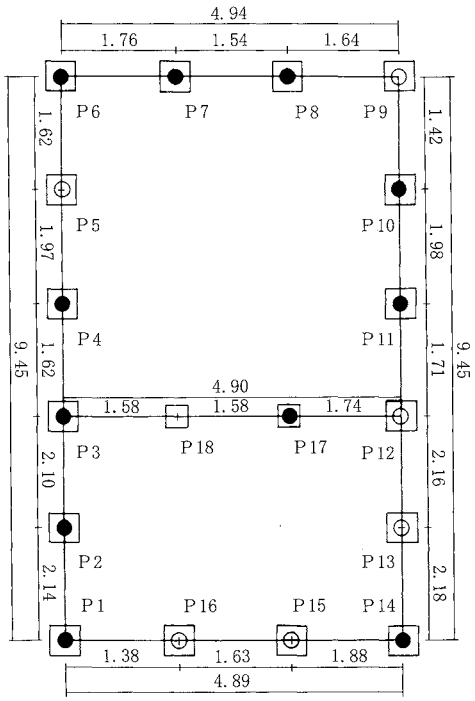

ＳＢ123Ｂ建物跡の平面規模
（単位はｍ　●印は柱痕跡が確認できたもの）

柱穴番号	柱穴掘方 長辺×短辺	柱穴掘方 深さ	柱痕跡 径	備考
A-P 1柱穴	84×－	－	－	
A-P 2柱穴	68×－	－	－	
A-P 3柱穴	68×64	－	－	柱抜穴or柱切取穴
A-P 4柱穴	88×80	38	－	
A-P 5柱穴	86×78	－	－	柱抜穴or柱切取穴
A-P 6柱穴	－×－	38	－	
A-P 7柱穴	78×－	－	－	
A-P 8柱穴	70×－	－	－	
A-P 9柱穴	72×－	－	－	
A-P10柱穴	74×－	34	－	
A-P11柱穴	80×70	－	－	柱抜穴or柱切取穴
B-P 1柱穴	64×58	58	22	
B-P 2柱穴	64×52	－	22	柱切取穴
B-P 3柱穴	62×60	－	19	柱切取穴
B-P 4柱穴	78×75	－	20	柱切取穴
B-P 5柱穴	－×－	－	－	柱抜穴or柱切取穴
B-P 6柱穴	70×68	68	20	
B-P 7柱穴	56×54	－	20	柱切取穴
B-P 8柱穴	72×58	－	20	柱切取穴
B-P 9柱穴	－×－	66	－	柱抜穴
B-P10柱穴	62×58	－	22	
B-P11柱穴	70×64	－	20	
B-P12柱穴	70×－	－	－	柱抜穴or柱切取穴
B-P13柱穴	70×66	－	－	柱抜穴or柱切取穴
B-P14柱穴	70×62	76	22	
B-P15柱穴	60×44	－	－	柱抜穴or柱切取穴
B-P13柱穴	44×－	－	－	柱抜穴or柱切取穴
B-P17柱穴	46×40	－	20	【間仕切り】
B-P16柱穴	30×30	－	－	【間仕切り】

ＳＢ123Ａ・Ｂ建物跡柱穴掘方・柱痕跡の規模（単位：cm）

第７図　ＳＢ123Ａ・Ｂ建物跡とＳＤ127雨落溝平面図(1／100)、**断面図**(1／100)

【ＳＢ123Ａ・Ｂ建物跡・ＳＤ127雨落溝】（第７図）

〔位置〕いずれも調査区中央に位置する。ＳＢ123建物跡南半部の東側に、ＳＤ127雨落溝はある。

〔重複〕ＳＢ123Ａ建物から、ＳＢ123Ｂ建物へ建て替えられている。また、ＳＢ123Ｂ建物跡南西部の柱穴は、ＳＤ125溝によって壊されており、これらよりも古い。

《SB123B建物跡》

〔検出状況〕柱穴を18個（Ｐ１～Ｐ18柱穴）確認した。この内、間仕切り部分の柱穴は２個（Ｐ17・18）である。柱切取穴もしくは柱抜取穴が認められる柱穴は、11個である。

〔柱間数・棟方向〕桁行５間、梁行３間の南北棟で、南から２間目に間仕切りを持つ。棟方向を西側柱列で見ると、北から西へ約３°偏る。

〔建物規模〕桁行総長は東側柱列で9.45m、梁行総長は北側柱列で4.94mである。柱間寸法は、間仕切りの北の桁行で約1.8m、南で約2.1m、梁行で1.6mである。柱痕跡をもとにした建物面積は、約42.5㎡であり、間仕切りの北部分で約25.2㎡、南部分で約17.3㎡である。

〔柱穴〕Ｐ１～Ｐ16柱穴の掘方は、一辺50～80cmの方形で、最も残りのよいＰ14柱穴で検出面から76cmの深さである。堆積土は、暗褐色土やにぶい黄褐色土を基調とする互層である。柱痕跡は、径19～22cmの円形で、暗褐色土または褐色土に焼土粒と炭粒が含まれる。

Ｐ17・18柱穴の掘方は、一辺約30～40cmの方形で、堆積土は、灰黄褐色土やにぶい黄褐色土を基調とする互層である。柱痕跡は、径20cmほどの円形で、黄褐色である。

〔出土遺物〕柱抜取穴から土師器甕の破片が出土している。出土状況から、遺物は建物廃絶後に流入したものである。

《SB123Ａ建物跡》

〔検出状況〕柱穴を11個（Ｐ１～Ｐ11柱穴）確認した。この内、柱切取穴もしくは柱抜取穴が３個の柱穴で認められた。南西隅の柱穴は、ＳＢ123Ｂ建物の柱穴と完全に重複する位置にあったものと思われる。

〔柱間数・棟方向〕桁行４間、梁行２間の南北棟である。建物方向は、ＳＢ123Ｂ建物跡とほぼ同様と見られる。

〔柱穴〕Ｐ１～Ｐ11柱穴の掘方は、一辺約65～90cmの方形で、最も残りのよいＰ10柱穴で検出面から38cmの深さである。柱穴掘方の堆積土は、灰褐色土やにぶい黄褐色土を基調とする。柱痕跡は、柱穴の重複や柱抜取穴などによって確認できない。

〔出土遺物〕遺物は出土していない。

《SD127雨落溝》

〔長さ・方向〕ＳＢ123建物跡の東側柱列から80cmほど東で、南北方向に延びる長さ4.7mほどの溝である。溝の南端は、西へ僅かに屈曲する。

〔幅・断面形・深さ〕上幅35～60cm、下幅25～30cm、断面形は「U」形である。深さは、最も残りのよい東辺で10cmである。

〔溝底〕凹凸がなく、南端になるにつれて緩やかに低くなる。

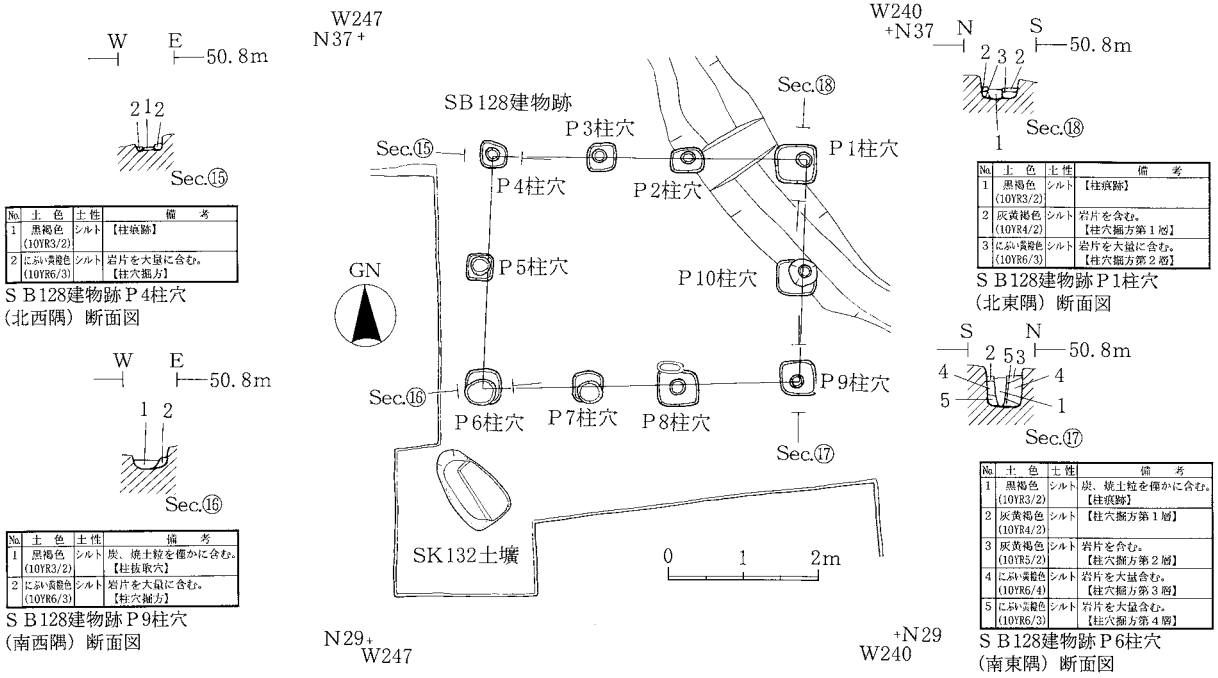

No.	土色	土性	備考
1	黒褐色 (10YR3/2)	シルト	【柱痕跡】
2	にぶい黄橙色 (10YR6/3)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方】

ＳＢ128建物跡Ｐ4柱穴（北西隅）断面図

No.	土色	土性	備考
1	黒褐色 (10YR3/2)	シルト	【柱痕跡】
2	灰黄褐色 (10YR4/2)	シルト	岩片を含む。【柱穴掘方第１層】
3	にぶい黄橙色 (10YR6/3)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方第２層】

ＳＢ128建物跡Ｐ1柱穴（北東隅）断面図

No.	土色	土性	備考
1	黒褐色 (10YR3/2)	シルト	炭、焼土粒を僅かに含む。【柱痕跡】
2	にぶい黄橙色 (10YR6/3)	シルト	岩片を大量に含む。【柱穴掘方】

ＳＢ128建物跡Ｐ9柱穴（南西隅）断面図

No.	土色	土性	備考
1	黒褐色 (10YR3/2)	シルト	炭、焼土粒を僅かに含む。【柱痕跡】
2	灰黄褐色 (10YR4/2)	シルト	【柱穴掘方第１層】
3	灰黄褐色 (10YR5/2)	シルト	岩片を含む。【柱穴掘方第２層】
4	にぶい黄橙色 (10YR6/4)	シルト	岩片を大量含む。【柱穴掘方第３層】
5	にぶい黄橙色 (10YR6/3)	シルト	岩片を大量含む。【柱穴掘方第４層】

ＳＢ128建物跡Ｐ6柱穴（南東隅）断面図

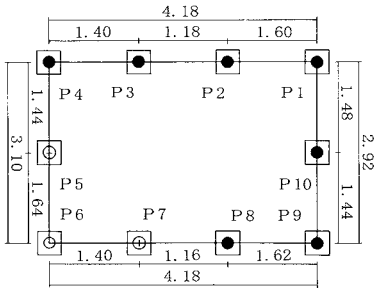

ＳＢ128建物跡の平面規模
（単位はｍ　●印は柱痕跡が確認できたもの）

柱穴番号	柱穴掘方		柱痕跡	備考
	長辺×短辺	深さ	径	
Ｐ 1柱穴	56×52	30	20	
Ｐ 2柱穴	44×32	－	18	
Ｐ 3柱穴	38×36	－	18	
Ｐ 4柱穴	34×30	20	18	
Ｐ 5柱穴	34×32	－	－	柱抜穴or柱切取穴
Ｐ 6柱穴	46×44	32	－	柱抜穴
Ｐ 7柱穴	40×38	－	－	柱抜穴or柱切取穴
Ｐ 8柱穴	54×46	－	20	
Ｐ 9柱穴	44×44	54	18	
Ｐ10柱穴	54×48	－	18	柱切取穴

ＳＢ128建物跡柱穴掘方・柱痕跡の規模（単位：cm）

第８図　ＳＢ128建物跡平面図(1／100)、**断面図**(1／100)

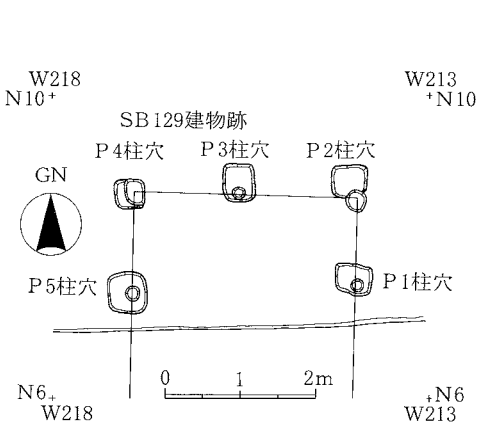

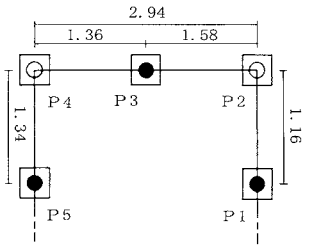

ＳＢ129建物跡の平面規模
（単位はｍ　●印は柱痕跡が確認できたもの）

柱穴番号	柱穴掘方		柱痕跡	備考
	長辺×短辺	深さ	径	
Ｐ1柱穴	48×40	－	17	
Ｐ2柱穴	44×40	－	－	柱抜穴or柱切取穴
Ｐ3柱穴	48×42	－	19	
Ｐ4柱穴	38×38	－	－	柱抜穴or柱切取穴
Ｐ5柱穴	56×50	－	18	

ＳＢ129建物跡柱穴掘方・柱痕跡の規模（単位：cm）

第９図　ＳＢ129建物跡平面図(1／100)

〔**堆積土**〕褐色土で焼土塊を多く含む、自然堆積層(第１層)である。

〔**出土遺物**〕第１層から、土師器甕、須恵器蓋の破片が出土した。出土状況から溝が埋没した際に流入したものと考えられる。

【SB128建物跡】（第８図）

〔**位置**〕調査区西に位置する。

〔**重複**〕北東部分にある柱穴をSD125溝によって壊されており、これよりも古い。

〔**検出状況**〕柱穴を10個（Ｐ１～Ｐ10柱穴）確認した。柱抜取穴もしくは切取穴が、４個認められた。

〔**柱間数・棟方向**〕桁行３間、梁行２間の東西棟である。棟方向を北側柱列で見ると、東から南へ約１°偏る。

〔**建物規模**〕桁行総長は北側柱列で4.18m、梁行総長は東側柱列で2.92mである。柱間寸法は、桁行で約1.4m、梁行で約1.5mである。柱痕跡をもとにした建物面積は、約12.5㎡である。

〔**柱穴**〕Ｐ１～Ｐ10柱穴の掘方は、一辺約30～55cmの方形で、最も残りのよいＰ６柱穴で検出面から54cmの深さである。堆積土は、灰黄褐色土やにぶい黄褐色土を基調とする互層である。柱痕跡は、径18～20cmの円形で、黒褐色土である。

〔**出土遺物**〕遺物は出土していない。

【SB129建物跡】（第９図）

〔**位置**〕調査区南に位置する。

〔**重複**〕重複する遺構はない。

〔**検出状況**〕柱穴を５個(Ｐ１～Ｐ５柱穴)確認した。柱抜取穴が、２個認められる。

〔**柱間数・棟方向**〕桁行２間以上、梁行２間の建物である。棟方向を北側柱列で見ると、東から南へ３°偏る。

〔**建物規模**〕桁行総長は西側柱列で1.34m以上、梁行総長は北側柱列で2.94mである。柱間寸法は桁行で約1.2m、梁行で約1.5mである。

〔**柱穴**〕Ｐ１～Ｐ５柱穴の掘方は、一辺約40～55cmの方形である。堆積土は、褐色土や暗褐色土を基調とする。柱痕跡は、径17～19cmの円形で暗褐色土である。

〔**出土遺物**〕柱抜取穴と柱痕跡から、土師器甕の破片が出土した。出土状況から、いずれも建物廃絶後に流入した遺物と考えられる。

（３）住居跡

【ＳＩ130住居跡】（第10図）

〔**位置**〕調査区南に位置する。

〔**重複**〕北西部がＳＩ131Ｂ住居跡によって壊されており、これよりも古い。

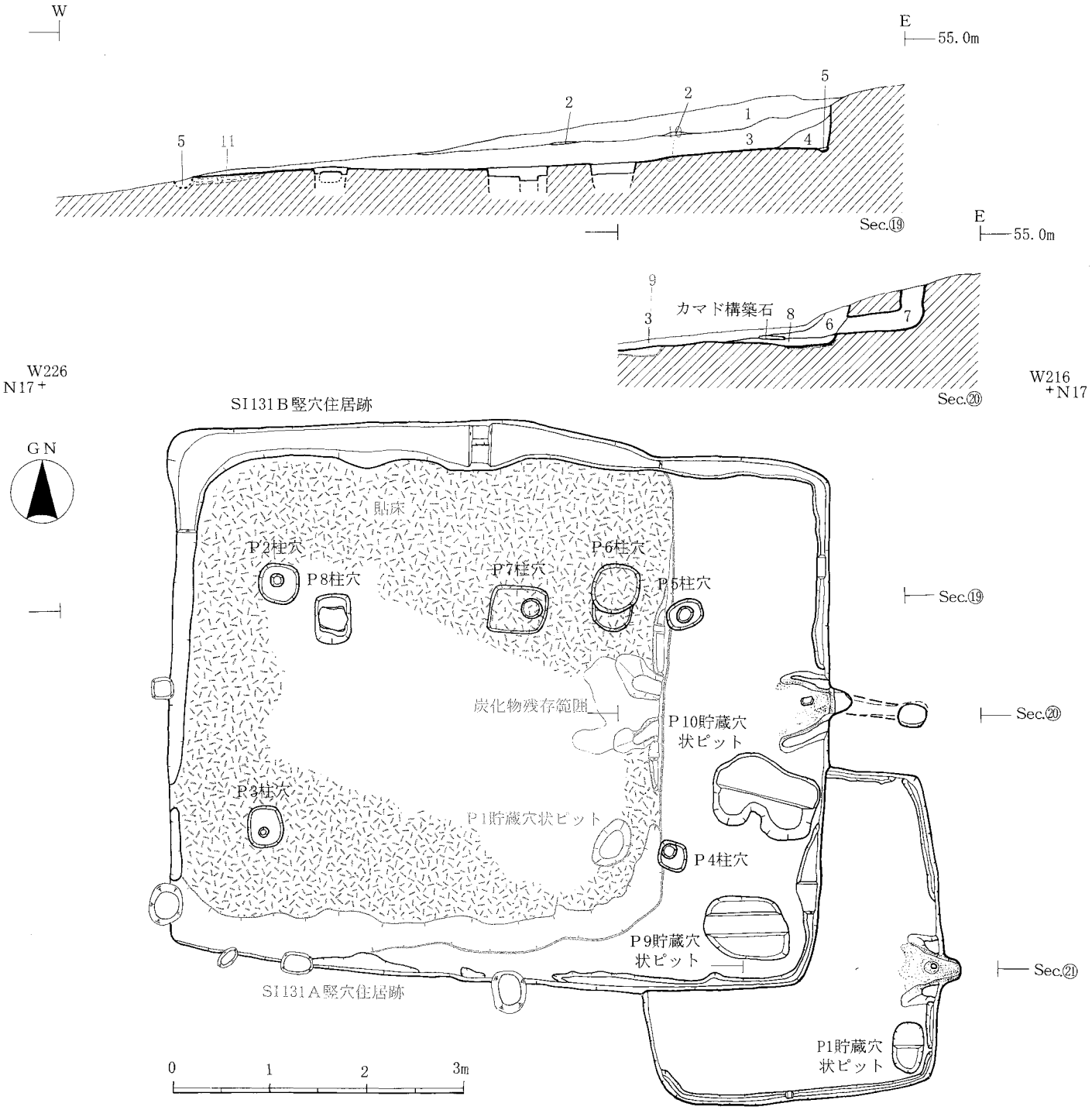

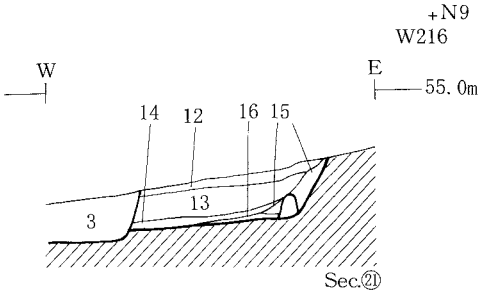

No.	土色	土性	備考
1	黒色(10YR2/1)	シルト	しまりがない。【基本層序第Ⅱ層】
2	灰白色(7.5Y7/1)	火山灰	灰白色火山灰の層。【基本層序第Ⅲ層】
3	にぶい褐色(7.5YR5/4)	シルト	基本層序Ⅲ層以下に起因する岩盤の粒を含む。【ＳＩ131Ｂ住居跡堆積土第１層】
4	灰褐色(7.5YR4/2)	シルト	明黄褐色(7.5YR5/8)粘土質シルトを多く含む。住居壁際のみ分布。【ＳＩ131Ｂ住居跡堆積土第２層】
5	灰黄褐色(10YR4/2)	シルト	【ＳＩ131Ｂ住居跡周溝内堆積土】
6	にぶい赤褐色(5YR4/4)	シルト	焼土小ブロック、炭粒を多く含む。【ＳＩ131Ｂ住居跡カマド崩落土】
7	明褐(7.5YR5/8)	シルト	焼土ブロックを多く含む。【ＳＩ131Ｂ住居跡煙道内堆積土】
8	暗赤褐色(5YR3/2)	シルト	焼土ブロック、炭粒を多く含む。【ＳＩ131Ｂ住居跡カマド内堆積土】
9	にぶい黄褐色(10YR5/4)	シルト	焼土ブロック、炭粒を多く含む。【ＳＩ131Ａ住居跡ｶﾏﾄﾞ内堆積土】
10	黒褐色(10YR3/2)	シルト	【ＳＩ131Ａ住居跡周溝内堆積土】
11	灰色(10Y5/1)	シルト	【ＳＩ131Ａ住居跡貼床】
12	暗褐色(10ＹＲ3/4)	シルト	岩片を多量含む。【ＳＩ130住居跡堆積土第１層】
13	褐色(10YR4/6)	シルト	岩片、炭粒を少し含む。【ＳＩ130住居跡堆積土第２層】
14	暗褐色(10YR3/4)	シルト	焼土粒、炭粒を少し含む。【ＳＩ130住居跡堆積土第３層】
15	暗褐色(10YR3/4)	シルト	焼土ブロック、カマド構築粘土ブロックを多く含む。【ＳＩ130住居跡カマド崩落土】
16	暗赤褐色(5YR3/4)	シルト	焼土層。【ＳＩ130住居跡カマド内堆積土】

第10図　ＳＩ131Ａ・Ｂ住居跡・ＳＩ130住居跡平面図（1／60）、**断面図**（1／60）

〔**規模・平面形・方向**〕東辺で3.1m、南辺で2.9mの方形である。住居の方向を南辺で見ると、東から北へ約10°偏る。

〔**堆積土**〕３層(第12～14層)に区分でき、いずれも人為堆積層である。

〔**壁**〕床から急な角度で立ち上がる。最も保存の良い北壁では43cmの高さである。

〔**床**〕基本層序第Ⅴ層をそのまま床として利用している。床面積は残存部分で約4.4㎡であり、本来は約8.2㎡と推定できる。

〔**柱穴**〕認められない。

〔**カマド**〕東壁に位置しており、燃焼部と煙道部を確認した。燃焼部は奥行き32cm、幅40cmで、側壁を赤褐色粘土によって構築し、逆位に据えられた土師器甕が支脚に使用されている。煙道部は短く、燃焼部底面から傾斜を持ちながら立ち上がる。燃焼部の底面と側壁内面は火熱によって赤変している。

〔**周溝**〕カマド部分を除く、東と南北の壁沿いで確認した。周溝は幅６～８cm、深さ１～６cmで、断面形が「U」形である。堆積土は灰黄褐色土である。周溝の堆積状況から壁材の抜取溝と考えられる。

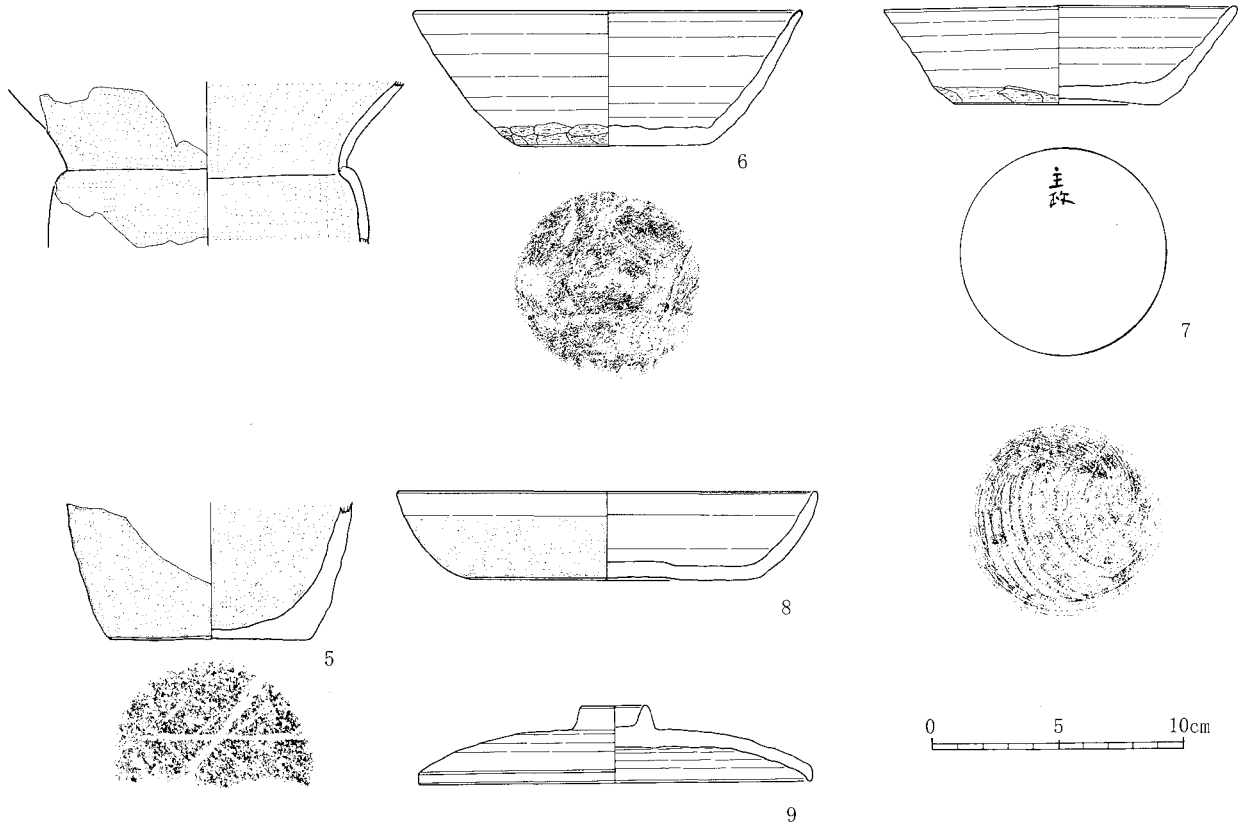

No.	種類	分類	出土層位	特徴	登録	箱番号
5	土師器 甕	A類	床・カマド	カマドとカマド脇の脇から出土。火熱のため内外面摩滅。製作にロクロ不使用。底部に木葉痕。底径8.2cm。残存1/2。	SI130-R1	13017
6	須恵器 坏	B①類	床	[底部～体下部] ヘラ切り一手持ちヘラケズリ。胎土に海綿骨針を含む。口径15.5cm。底径7.6cm。器高5.3cm。残存4/5。	SI130-R2	13017
7	須恵器 坏	B①類	周溝内堆積土	[底部～体下部] 静止糸切り一手持ちヘラケズリ。底部外面に『主政』の墨書有り。口径14.0cm。底径8.0cm。器高3.9cm。ほぼ完形。	SI130-R3	13017
8	須恵器 坏	A類	1層	全体的に摩滅。口径16.6cm。底径11.2cm。器高3.5cm。残存1/2。	SI130-R4	13017
9	須恵器 蓋	A類	1層	環状のつまみ。口径（15.6）cm。器高3.1cm。残存2/3。	SI130-R5	13017

※ ()内の数値は復元。

第11図　ＳＩ130住居跡出土遺物

〔**貯蔵穴状ピット**〕カマド南脇でＰ１貯蔵穴状ピット（註２）を確認した。大きさは、長軸50cm、短軸30cm、深さ５cmほどで、平面形が楕円である。堆積土は、灰黄褐色土で人為堆積土である。

〔**出土遺物**〕カマドの支脚として、土師器甕(第11図、５)が利用されていた。床から須恵器坏(６)、周溝から須恵器坏(７)、堆積土１層から須恵器坏(８)・蓋(９)が出土している。この他に、床及びＰ１貯蔵穴状ピットと堆積土から土師器甕・須恵器坏・蓋・甕・壺の破片が出土している。須恵器の内、(７)の底部外面に「主政」の墨書が認められる。

出土状況から(５)～(７)は住居廃絶時の遺物である。(８)と(９)についても堆積土が人為的に埋められた際に存在した遺物であり、(５)～(９)は短い時間幅の遺物としてまとめて扱うことができるものと考えられる。

【ＳＩ131Ａ・Ｂ住居跡】（第10図）

〔**位置**〕調査区南に位置する。

〔**重複**〕ＳＩ131Ａ住居跡から、東壁と南壁を拡張したＳＩ131Ｂ住居跡に改築している。ＳＩ131Ｂ住居跡は、ＳＩ130住居跡の南東部を壊しており、それよりも新しい。

《ＳＩ131Ｂ住居跡》

〔**規模・平面形・方向**〕東辺で5.2m、南辺で6.5mの方形である。住居の方向を南辺で見ると、東から南へ約12°偏る。

〔**堆積土**〕堆積土は、２層(第１～２層)に区分でき、いずれも自然堆積層である。その上層には基本層序第Ⅱ・第Ⅲ層(灰白色火山灰層)が堆積する。

〔**壁**〕床から急な角度で立ち上がる。最も保存の良い北壁では56cmの高さである。

〔**床**〕基本層序第Ⅴ層をそのまま床として利用している。床面積は、約33.8m²である。

〔**柱穴**〕７個(Ｐ２～Ｐ８柱穴)確認した。Ｐ２～Ｐ５柱穴は、円形で柱痕跡が認められた。その位置と大きさから主柱穴と考えられる。Ｐ６柱穴は円形で重複がある。Ｐ７柱穴は方形で柱痕跡がある。Ｐ８柱穴は方形である。

〔**カマド**〕東壁に位置しており、燃焼部と煙道部を確認した。燃焼部は奥行き56cm、幅58cmで、側壁を白色粘土によって構築し、角柱状の石を支脚に利用している。また、カマド構築に利用された板状の石がカマド内崩落土より出土した。燃焼部の底面と奥壁および側壁内面は火熱によって赤変している。煙道部の大きさは長さ95cm、幅24cmほどで、基本層序第Ⅴ層をトンネル状に延びる。底面はほぼ水平である。煙出し部分は、直線的に急激な角度で立ち上がる。

〔**周溝**〕カマド部分を除く、壁沿い全域で確認した。周溝は大きさが幅８～36cm、深さ８cmで、断面形は東と西では「U」形であるが、北で段掘になっている部分がある。堆積土は灰黄褐色土で均質である。北の部分で段掘になっているのは、壁材掘方とその抜取溝を反映し、周溝には壁材が据えられていたと考えられる。このことは溝幅のばらつきが、壁材の抜取溝に起因すると考えられることからも支持できる。

〔**貯蔵穴状ピット**〕カマド南脇で２個（Ｐ９・Ｐ10貯蔵穴状ピット）確認した。Ｐ９貯蔵穴状ピット

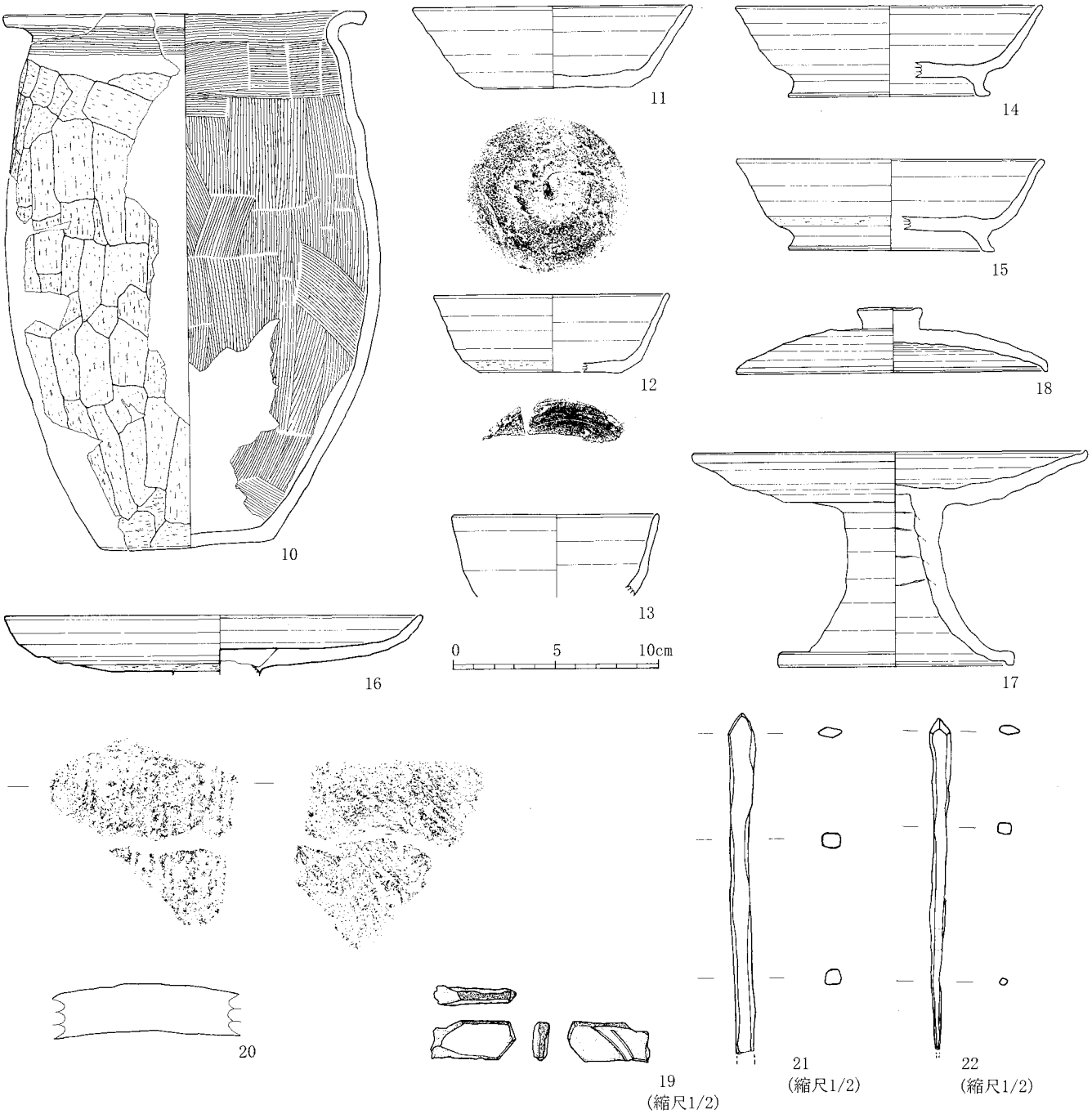

No.	種 類	分 類	出土層位	特　　徴	登 録	箱番号
10	土師器 甕	B類	床	[口縁部] 内外面ヨコナデ。[体部] 外面ヘラケズリ、内面ヘラナデ。製作にロクロ不使用。口径17.6cm。底径 (8.2) cm。器高26.0cm。残存3/5。	SI131B-R 1	13017
11	須恵器 坏	B③類	床	[底部] ヘラ切り一軽いナデ。口径13.6cm。底径7.6cm。器高4.0cm。ほぼ完形。	SI131B-R 2	13017
12	須恵器 坏	B②類	床	[底部～体下部] 回転ヘラケズリ。口径 (11.4) cm。底径 (6.9) cm。器高3.8cm。残存1/3。	SI131B-R 3	13017
13	須恵器 坏	C類	床	口径 (10.0) cm。残存1/3。	SI131B-R 4	13017
14	須恵器 高台坏	B類	床	口径 (15.0) cm。高台径 (9.8) cm。器高4.4cm。残存1/2。	SI131B-R 5	13017
15	須恵器 高台坏	B類	床	[体下部] 回転ヘラケズリ。口径 (15.0) cm。高台径 (10.0) cm。器高4.4cm。残存1/3。	SI131B-R 6	13017
16	須恵器 高坏	B類	床	口径19.2cm。裾径11.6cm。器高10.3cm。ほぼ完形。	SI131B-R 8	13017
17	須恵器 高坏	A類	床	[坏部] 下端に回転ヘラケズリ。口径 (20.4) cm。	SI131B-R 9	13017
18	須恵器 蓋	B類	床	円柱形のつまみ。口径15.0cm。器高3.1cm。残存3/4。	SI131B-R 7	13017
19	転用砥	―	床	須恵器高台坏の底部破片を転用。２面に擦痕有り。	SI131B-R10	13017
20	平瓦	1類	床	[凸面] 縄叩き目。[凹面] 糸切り一布目：摩滅気味。色調赤褐。	SI131B-R11	13017
21	鉄製品 鏃	―	床	長さ10.9cm	SI131B-R12	11552
22	鉄製品 鏃	―	床	長さ10.7cm。	SI131B-R13	11552

※ ()内の数値は復元。

第12図　ＳＩ131Ｂ住居跡出土遺物

は平面形が楕円で、長軸85cm、短軸65cm、深さ６cmである。Ｐ10貯蔵穴状ピットは、平面形が不正形で、東西110cm、南北55cm、深さ８cmである。

〔出土遺物〕 床から、土師器甕(第12図10)、須恵器坏(11～13)・高台坏(14・15)・高坏(16・17)・蓋(18)、転用砥(19)（註３）、平瓦片(20)・鉄鏃(21・22)が出土した。この他に、床及びＰ２・Ｐ４・Ｐ６柱穴と堆積土から土師器坏・甕、須恵器坏・高台坏・高坏・蓋・甕の破片、その形から種類を特定できない鉄製品が２点出土している。このうち（10)～(22）は、出土状況より住居廃絶時の遺物である。

《ＳＩ131Ａ住居跡》

〔平面形・規模・方向〕 東辺で4.6m、南辺で5.2mの方形である。方向はＳＩ131Ｂと同じである。

〔堆積土〕 カマドと周溝部分にのみ残存する。

〔壁〕 床から急な角度で立ち上がる。最も保存の良い北壁は５cmの高さである。

〔床〕 中央部分は基本層序第Ｖ層をそのまま床として利用し、周辺部分のみ灰黄褐色土を埋め戻して貼床としている。床面積は、約23.9m²である。

〔柱穴〕 認められない。

〔カマド〕 東壁に位置しており、燃焼部を確認した。燃焼部は奥行き38cm、幅25cmで、側壁を白色粘土によって構築している。燃焼部の側壁内面は火熱によって赤変している。

〔周溝〕 カマド部分を除く、東壁と南壁沿いで確認した。周溝は幅12～28cm、深さ10cmで断面形は「Ｕ」形である。堆積土は灰黄褐色土である。溝幅のばらつきが大きく、ＳＩ130Ｂ住居跡と同様に、壁材の抜取溝と考えられる。

〔貯蔵穴状ピット〕 カマド南脇でＰ１貯蔵穴状ピットを確認した。平面形は楕円で長軸50cm、短軸30cm、深さ５cmである。

〔出土遺物〕 Ｐ１貯蔵穴状ピット堆積土と貼床から、土師器甕の破片が出土している。出土状況から、前者は住居廃絶後の流入、後者は住居造営時の紛れ込みと考えられる。

（４）その他の遺構

焼成遺構１基・土壙８基・溝３条・柱穴３個の詳細については、次に示す表３の通りである。多くの遺構で出土遺物はなく、出土した土器も小破片であり、遺物から時期を限定することはできない遺構である。そこで堆積土に着目すると、SK133～139土壙、SD124溝、SX141～143柱穴は、区画溝や建物跡とその雨落溝、住居跡と同様の堆積土であり、古代の遺構の可能性がある。一方、SX132焼成遺構、SD125溝、SD140溝は、堆積土が表土と同一であり、最近の遺構と思われる。

（５）表土出土の遺物

表土から出土した遺物に、土師器坏・甕、須恵器坏・高台坏・蓋・鉢・高坏・壺・甕、転用砥・平瓦がある。この内、『本』（本の異体字）の墨書を底部外面に持つ須恵器高台坏（第13図23)、口縁部に屈曲をもつ須恵器坏もしくは高台坏(24)、平瓦片を利用した転用砥(25)、平瓦片(26)を図示した。

遺構名	調査区内の位置	形状	長軸×短軸	深さ	堆積土	備考（重複・出土遺物）
ＳＫ132焼成遺構	西	楕円形	115×70	25	基本層序第Ｉ層	底と壁が焼けている。

遺構名	調査区内の位置	形状	長軸×短軸	深さ	堆積土	備考（重複・出土遺物）
ＳＫ133土壙	中央	不整形	335×290	36	黒褐色シルト	
ＳＫ134土壙	中央	不整形	285×195	20	暗褐色シルト	
ＳＫ135土壙	中央	不整形	210×175	18	灰黄褐色シルト	須恵器蓋の破片出土。
ＳＫ136土壙	南	不整形	260以上×600以上	41	暗褐色シルト	土師器甕の破片出土。ＳＸ141柱穴より旧。
ＳＫ137土壙	東	不整形	620以上×360以上	－	褐灰色シルト	
ＳＫ138土壙	北	不整形	120× 80	17	にぶい黄褐色シルト	
ＳＫ139土壙	北	楕円形	215× 70	19	灰黄褐色シルト	

遺構名	調査区内の位置	方向	長さ	幅	深さ	断面形	堆積土	備考（重複・出土遺物）
ＳＤ124溝	中央	東西	890	60～ 80	17	「Ｕ」	にぶい黄褐色シルト	須恵器高台坏の破片出土。 ＳＢ121建物跡・ＳＤ122雨落溝跡より新。
ＳＤ125溝	東～西	北西～南東	4200以上	80～110	22	「Ｕ」	基本層序第Ｉ層	土師器甕、須恵器蓋・甕の破片出土。 ＳＢ121建物跡・ＳＤ122雨落溝・ＳＢ123建物跡・ＳＢ128建物跡・ＳＢ140溝跡より新。
ＳＤ140溝	西	南北	190	30～ 50	16	「Ｕ」	基本層序第Ｉ層	ＳＤ125溝跡より旧。

遺構名	調査区内の位置	柱穴掘方			柱痕跡		備考（重複・出土遺物）
		長辺×短辺	深さ	堆積土	径	堆積土	ＳＫ136土壙より新。
ＳＸ141柱穴	南	44×46	25	褐灰色シルト	15	黒褐色シルト	
ＳＸ142柱穴	西	54×46	－	灰黄褐色シルト	16	褐灰色シルト	
ＳＸ143柱穴	西	33×32	－	灰黄褐色シルト	11	褐灰色シルト	

表３　その他の遺構一覧

（数値の単位はcmである。）

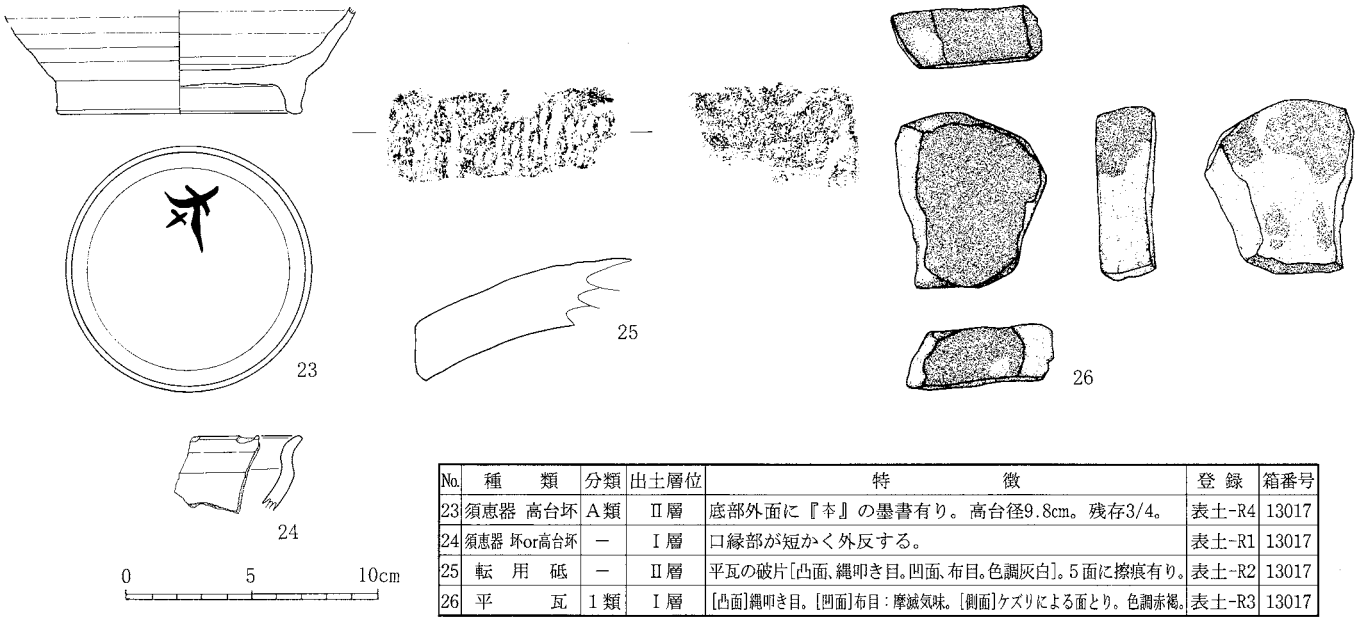

No.	種　類	分類	出土層位	特　徴	登録	箱番号
23	須恵器 高台坏	Ａ類	Ⅱ層	底部外面に『丰』の墨書有り。高台径9.8cm。残存3/4。	表土-R4	13017
24	須恵器 坏or高台坏	－	Ｉ層	口縁部が短かく外反する。	表土-R1	13017
25	転用砥	－	Ⅱ層	平瓦の破片[凸面、縄叩き目。凹面、布目。色調灰白]。５面に擦痕有り。	表土-R2	13017
26	平　瓦	１類	Ｉ層	[凸面]縄叩き目。[凹面]布目：摩滅気味。[側面]ケズリによる面とり。色調赤褐。	表土-R3	13017

第13図　表土出土の遺物

（註）

（註１）多賀城跡調査研究所(1999.3)：「Ⅵ．発見された遺構と遺物」『桃生城跡Ⅶ』pp.20・21。

（註２）住居内における、同様の施設については、貯蔵穴、住居内土壙などの呼び名があるが、本稿では貯蔵穴状ピットを採用した。これは、カマドの脇に見られる土壙を指し、その性格については、文字通りの貯蔵穴としての性格の他に、伊治城跡　ＳＩ31Ｂ住居跡の例の様に甕などの据え穴も含めて考えている。（多賀城跡調査研究所(1980.3)：「Ⅵ．発見遺構と遺物　Ａ．大堀地区の遺構と遺物」『伊治城跡Ⅲ』pp.21・22。）

（註３）須恵器破片を砥へ利用していることについて、宮城県教育委員会村田晃一氏のご教示を得た。

Ⅵ．考察

（１）出土遺物の検討

出土した遺物には、土師器・須恵器・転用砥・瓦・鉄製品・壁土がある。図示したのは、土師器３点・須恵器17点、転用砥２点、瓦２点、鉄製品２点、壁土１点である。図示していないものは全て破片資料である。これらの遺物のうち土師器と須恵器を、これまでの桃生城跡の調査で出土した土器と比較し遺物の年代を検討する。また、須恵器２点に認められた墨書、転用砥、瓦、鉄製品、壁土の特徴について説明する。

〔１．土師器・須恵器〕

１）土器の分類

分類の対象としたのは、本書に掲載の土器に、昨年度ＳＤ122雨落溝から出土した土師器甕（第14図27）、須恵器坏１点(28)、蓋１点(29)を加えた、土師器４点、須恵器17点である。土師器と須恵器はそれぞれその形態的な特徴から、次のように分類した。

【土師器】

〔坏〕口縁部と体部の境は外面に段を持ち、内面には変化が見られないもの。１点のみである。(3)

：製作にロクロを使用しない。体部は内彎気味に立ち上がり、口縁部が緩やかに外傾する。器面調整は、外面では体部がヘラケズリ、口縁部がヨコナデである。内面は摩滅気味であるが、黒色処理がされていたと見られる。

〔甕〕３点あり、いずれも長胴の甕である。口縁部形態の著しい違いから、２類に分類した。

Ａ類　口縁部が長く外反する、長胴の甕。(5)

：木葉痕を持つ平底の底部から僅かに外傾しながら直線的に立ち上がり、体部と口縁部の境に段を持つ。口縁部は長く外反する。器面調整は、内外面ともに火熱による剥落のため不明である。

Ｂ類　口縁部が短く外反する、長胴の甕。(10・27)

：底部のわかるものは、平底から体下部へ直線的に外傾しながら立ち上がる。体部中央は丸みを持ち、頸部は強く屈曲し口縁部が短く外反する。器面調整は、口縁部内外面がヨコナデ、体部外面がヘラケズリ、内面がわかるものはヘラナデである。

【須恵器】

〔坏〕７点あり、体部から口縁部の立ち上がり方から３つに大別し、更に底部の状態から細分した。

Ａ類　大きな平底の底部から、体部が内彎気味に立ち上がり口縁部に至り、口径に較べ器高が低い皿形の坏。（８）

Ｂ類　平底の底部から、体部が直線的に外傾しながら口縁部に至り、底径と口径の差が大きく、逆台形の坏。

底部を①手持ちヘラケズリにより再調整するもの（６・７）、②回転ヘラケズリにより再調

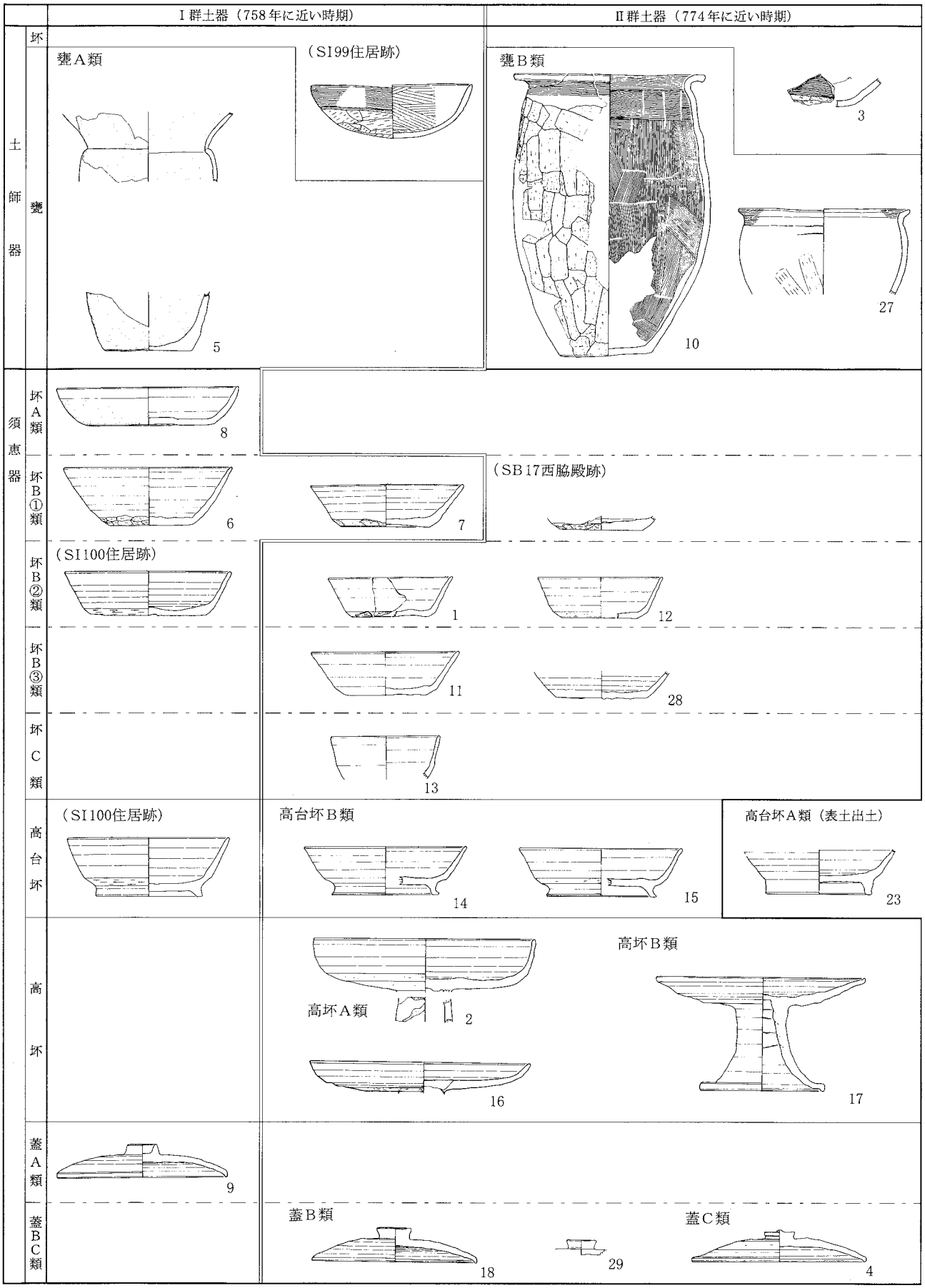

第14図　出土土器の分類とⅠ群・Ⅱ群土器の様相（図中の番号は、土器の図版番号に対応。）

整するもの（1）、③再調整がされないもしくは軽いナデをするもの（11・28）の３種類がある。

C類　体部が僅かに外傾しながら、急激に立ち上がり口縁部に至り、体部の径と口径の差があまりない坏(13)。

〔高台坏〕３点あり、高台から体部への立ち上がりから２つに区分した。

A類　高台部が直線的に立ち上がり、坏底部から体部へ屈曲を持たずに内彎気味に立ち上がるもの。(23)

：口縁部を欠くが、体部の残存状況から坏部が深い鉢形のものと考えられる。

B類　高台部が八の字状に開き、坏底部から体下部へ屈曲を持ち、直線的に外傾し口縁部に至るもの。(14・15)。

：坏部は浅い。外面の体部下端に回転ヘラケズリが見られるものもある。

〔高坏〕３点あり、坏部の形態から２つに区分した。

A類　坏底部から口縁部へ内彎気味に丸みを持ちながら立ち上がるもの。（2・16)

：坏部下端に回転ヘラケズリがみられる。(2)と(16)は坏部の深さには違いがあるが、口縁端部のつくり、器面調整の位置、胎土が著しく類似するものである。

B類　坏底部から口縁部へ直線的に外傾しながら立ち上がるもの。(17)

：脚部は円錐形をなし、裾端部は内側に短く屈曲する。

〔蓋〕４点あり、大きさからいずれも坏類と組み合う蓋と判断できる。つまみ部に大きな違いがありり３つに区分した。

A類　環状のつまみをもつもの。(9)

B類　円柱形のつまみをもつもの。(18・29)

C類　宝珠状のつまみをもつもの。(4)

：天井部外面に回転ヘラケズリがなされる。

2）土器の出土状況とその年代の検討

出土した土器の内、ＳＩ130住居跡床・堆積土(住居跡が一度に埋め戻されていることからまとめて扱うことができる土器であり、以下ＳＩ130住居跡出土土器とする。)とＳＩ131Ｂ住居跡床から出土した土器は、それぞれまとまりを持った遺物である。さらに遺構の重複から、ＳＩ130住居跡出土土器は、ＳＩ131Ｂ住居跡床出土土器よりも古く、時間差を持つものである。両者について分類した土器ごとに特徴を見ると、次のように違いがある。

ＳＩ130住居跡：土師器甕Ａ類、須恵器坏Ａ類・Ｂ①類・蓋Ａ類。

ＳＩ131Ｂ住居跡床：土師器甕Ｂ類、須恵器坏Ｂ②類・Ｂ③類・Ｃ類、高台坏Ｂ類、高坏Ａ類・Ｂ類、蓋Ｂ類。

第８次調査ではこれ以外に、SD126区画溝、SB121建物跡柱痕跡とその雨落溝堆積土から土器が出土しており、それぞれ廃絶後に流入したものである。

SD126区画溝堆積土：須恵器坏Ｂ②類・高坏Ａ類。

SB121建物跡柱痕跡とSD122雨落溝堆積土：土師器坏、甕Ｂ類、須恵器坏Ｂ③類、蓋Ｂ類・Ｃ類。

これらの遺構から出土した土器は、それぞれ共伴の関係にある土器群ではないが、ＳＩ130住居跡及びＳＩ131Ｂ住居跡床と比べると、SD126区画溝堆積土出土のものは後者の内容に包括され、SB121建物跡柱痕跡とSD122雨落溝堆積土のものも、土師器甕Ｂ類、須恵器坏Ｂ③類、蓋Ｂ類と後者に共通する特徴が多く認められる。このことから、SD126区画溝堆積土、SB121建物跡柱痕跡とSD122雨落溝堆積土から出土した土器は、ＳＩ131Ｂ住居跡床出土土器により近い特徴を持つと考えられる。

そこで、ＳＩ130住居跡出土土器をＩ群とし、ＳＩ131Ｂ住居跡床出土土器をⅡ群とし、SD126区画溝堆積土、SB121建物跡柱痕跡、SD122雨落溝堆積土から出土した土器もⅡ群を補うものとして参考にし、これまで桃生城跡でまとまって出土している土器群と比較する。

本丘陵では、ＳＩ130住居跡と同じように、一度に埋め戻された状況で３棟の住居（ＳＩ99～ＳＩ101住居跡）が検出され、まとまって土器が出土している（註１）。その内容は、土師器甕Ａ類、須恵器坏Ｂ①類・蓋Ａ類を持ちＩ群と強く類似するが、須恵器坏Ｂ②類及び、外面の口縁部と体部の境に段を持つ土師器坏を伴っている。この須恵器坏Ｂ②類と後述するように須恵器坏Ｂ①類は、Ｉ群とⅡ群で共有するもので、土器組成の違いと遺構の重複関係からＩ群とⅡ群は時間差をもつものではあるが、大きな時期としてまとまりを持つ土器群であることを示している。また土師器坏は、その器形上の特徴から東北地方南部の土師器編年上、国分寺下層式（註２）に位置付けられるものであり、Ⅱ群の参考資料としたSB121建物跡柱痕跡からも出土している。このことは、Ｉ群とⅡ群ともに土師器編年上の国分寺下層式期の土器群であることを示唆している。

一方政庁地区では、SB17西脇殿跡柱痕跡及びその周辺の堆積土から多量の須恵器が出土し、この内坏15点、高台坏９点、高坏４点・蓋６点・鉢７点、甕７点が図示されている。これらは、出土状況と土器の検討により宝亀５(774)年の海道蝦夷の攻撃によって廃絶させられた一括資料と考えられている（註3）。これらのSB17西脇殿跡柱痕跡及びその周辺の堆積土から出土した須恵器には、坏Ｂ①類・Ｂ②類・蓋Ｂ類・Ｃ類・高台坏Ｂ類が確認でき、高坏Ａ類・Ｂ類と考えられる脚部片も出土しており、坏Ｂ①類を含むものの、Ⅱ群土器と強い類似が見られる。

以上のことから、Ｉ群とⅡ群は大きな時期としてまとまりを持つ土器群でありながら、細かな時間差を考えるとⅡ群は桃生城の機能が終焉を向かえる宝亀５(774)年に近い頃、Ｉ群はそれ以前の土器群といえる。Ｉ群の年代は、遺構の考察で詳述するように桃生城造営によってこの地に建物が建てられる直前に住居が造られていることから、天平宝字２(758)年に近い時期と考えられる（註4）。よって、Ｉ群とⅡ群いずれも、桃生城の存続期(758～774年)である８世紀第３四半期頃の土器群と捉えることができる。

〔２．墨書土器〕

ＳＩ130住居跡から１点（７）、表土から１点(23)出土した。（７）は須恵器坏Ｂ①類底部外面に「主政」、（８）は高台坏Ａ類底部外面に「本」の墨書が認められる。（７）の須恵器の年代は、桃生城創建期(758年に近い頃)のものである。宮城県内でのこれらの墨書の類例は、「主政」の墨書例が多賀城跡政庁地区ＳＫ1104土壙出土漆紙文書（註5）、山王遺跡伏石地区出土の代籤軸にあり（註6）、土器への墨書は管見ではない。「本」の墨書土器は、伊治城跡ＳＩ13住居跡堆積土から須恵器蓋天井部外面に見られる

ものが１点（註7）あり、また山王遺跡多賀前地区からは３点報告されている（註8）。

「主政」は、郡の官人の３等官に相当する。天平宝字元(757)年５月20日に施行された『養老令』によると、「郡内を糺判し、文案を審署し、稽失を勾(かんが)え、非違を察することを掌り」を職掌とし、大郡３人・上郡２人・中郡１人の定数である（註9）。今回出土した墨書土器は役職名である「主政」を意味する土器であり、郡司層が桃生城創建に直接関わっていたことを示す資料といえ、桃生城を考える上で貴重な文字資料である。

〔３．転用砥〕

ＳＩ131Ｂ住居跡床から１点（19)、表土から１点（25)出土した。（19)は須恵器高台坏の底部破片を、(25)は平瓦片を利用したものである。本地区のこれまでの調査では、表土から須恵器甕を利用した転用砥１点と、８点の砥石が出土している（註10）。なお、SD126区画溝を境に、西側では用砥、東側では砥石が見られる傾向がある。この地区における砥の存在は、再利用や遺存状況が悪いため出土例の少ない鉄製品が、比較的多く存在したことを推測させる。

〔４．瓦〕

ＳＩ131Ｂ住居跡床と表土から平瓦片各１点(20･25)、表土から転用砥に利用された平瓦片１点(26)、合計３点出土した。いずれも摩滅が著しいが、凸面に縄叩き目、凹面に布目の痕跡が認められ、側面が残るものには面取りがなされている。この内、(20)は凹面に斜方向の糸切り痕跡が認められることから、粘土板一枚作りによる平瓦である。色調はいずれも赤褐色で、胎土には微細な砂粒が含まれ、全体的にもろい。政庁地区で出土した瓦の分類によると、平瓦１類に該当する（註11）。この平瓦は、政庁地区出土平瓦の中でも主体となる種類のものである。

本丘陵上では、これまで第６～８次調査において延べ約2600㎡の発掘調査を行ったが、瓦の出土は９点（註12）のみであり、本地区における建物跡が瓦葺きであったとは考えにくい。そのため、本丘陵が政庁地区と浅い谷を挟んで接続していることから、政庁地区で葺かれていた瓦が持ち込まれたものと考えられる。

〔５．鉄製品〕

ＳＩ131Ｂ住居跡床から２本の鉄鏃(21･22)が出土した。この他に同住居堆積土から２点の鉄製品が出土しているが、種類を特定することはできなかった。

鉄鏃２点は、いずれも先端は鋭角で剣状であり、茎部分は４～５㎜ほどの厚さを持つものである。

鉄鏃の出土は、同じ丘陵上で検出したＳＩ99住居跡床から１点、政庁地区においてSD22政庁西辺築地内側溝から１点ある。ＳＩ99住居跡床出土の鉄鏃は三角形の先端をもつもので形態的な違いは見られるが、住居跡床から出土した点で今回出土した鉄鏃と出土状況が共通し、住居跡の住人が武器を所有していたことを示す。住人が桃生城存続期の城内に居住していることを考えれば、兵士や鎮兵などであった可能性が高い。

〔６．壁土〕

SD126区画溝から１点出土した(写真図版４－７)。大きさは長軸7.5cm・短軸5.0cm・幅1.5cmの不整形で、片面に材の圧痕が不定方向に２条見られる。色調は橙褐色で、壁土には微細な砂粒が僅か

に含まれるがスサなどは含まれない。

第３次調査では、ある程度構造が把握できる壁材が約80点ほど確認されている。その報文中では、ａタイプ：(壁土中にスサを多く含む)とｂタイプ：(壁土中にスサを含まない)に区別でき、建物の部位により両タイプが使い分けされていたと指摘している(註13)。これによると、今回出土した壁土はｂタイプに相当し、腰長押下や小脇壁、頭貫と桁間のいわゆる小壁などの部分に使われた壁材と考えられる。

（２）政庁西側官衙の変遷と構成

〔１．今年度の調査で検出した遺構の年代と変遷〕

１)遺構の年代

本年度の調査では、昨年度一部を検出していた２棟の建物跡(ＳＢ121･123)の全体規模を把握した以外に、新たに竪穴住居跡２棟(ＳＩ130･131)、掘立式建物跡２棟(ＳＢ128･129)、区画溝１条(ＳＤ126)、土壙(ＳＫ132～135など)・溝(ＳＤ121など)を検出した。これらの遺構の中で、ＳＩ130・131住居跡、ＳＢ121・123建物跡、ＳＤ126区画溝は、(１)で検討してきたように、年代がいずれも桃生城の存続時期(758～774年)とみられる。この他、ＳＢ128・129建物跡は、時期を特定できる遺物は出土していないが、柱穴の埋土がＳＢ121・123建物跡の柱穴と同様に地山土を主体にし、基本層序の第Ⅱ層を含まないことから古代のものとみられ、また、調査区内から古墳時代および平安時代以降の遺物が出土していないことから、桃生城の存続時期に含まれる可能性が高いと考えられる。

以上のように、今回の調査で検出した竪穴住居跡、建物跡、区画溝は、いずれも桃生城の存続時期の遺構で、政庁西側の丘陵に立地する本地区の官衙に関連するものと考えられる。

２）遺構の変遷

住居跡と建物跡のあいだに重複関係はないが、住居跡には、ＳＩ130→ＳＩ131といった新旧関係があり、ＳＩ131は一度拡張している(ＳＩ131Ａ→Ｂ)。また、建物跡では、ＳＢ123が一度建て替えられている。

ＳＩ131住居跡とＳＢ121・123建物跡についてみると、ＳＩ131Ｂは、火災に遭うことなく自然堆積で埋没している。このことから、ＳＩ131Ｂ住居跡は、この場所が利用された最終段階の遺構であることがわかる。したがって、ＳＢ121・123建物跡は官衙を構成する建物であることから、ＳＩ131Ｂ住居跡の廃絶後の遺構とは考えられない。また、ＳＩ131Ｂ住居跡は、火災で焼失したＳＢ121・123Ｂ建物と近接するにもかかわらず火災で焼失した痕跡が認められない。このことから、ＳＩ131Ｂ住居跡とＳＢ121・123Ｂ建物跡が同時に存在した可能性は低いと考えられる。したがって、ＳＢ121・123建物跡はＳＩ131住居跡より古い官衙を構成する建物で、ＳＩ131住居跡はＳＢ121・123Ｂ建物の火災後に建てられた住居跡と考えられる。以上よりこれらの変遷はＳＢ121・123Ａ・Ｂ→火災→ＳＩ131Ａ・Ｂと捉えられる。

次にＳＩ130住居跡とＳＢ121・123建物跡についてみると、ＳＩ130住居跡は、ＳＩ131住居跡と同様に火災で焼失していないことから、火災で焼失したＳＢ121・123建物跡と同時に存在していた可能性は低いと考えられる。また、ＳＩ130住居跡の埋め戻しは、その後にこの場所を何らかの目的で利用するための行為とみられ、ＳＩ131住居跡の構築のためになされた整地地業とみるよりは、第６次調査でも想

定しているように(註14)、建物で構成される官衙の造営に際して、広範囲に実施された整地地業と捉える方が妥当であろう。したがってその変遷は、ＳＩ130住居跡→ＳＢ121・123建物と考えられる。

以上より今回の調査で検出した住居跡、建物跡の変遷は、ＳＩ130→ＳＢ121・123Ａ・Ｂ→火災→ＳＩ131Ａ・Ｂと想定される。すなわち、この場所には最初にＳＩ130住居跡が配される。次にＳＩ130住居を埋め戻すなどの整地がおこなわれてＳＢ121・123建物が造営され、建物で構成される官衙が成立する。ＳＢ123建物跡は一度建替えられていることから、この官衙には２時期の変遷が認められる。その後、この官衙は火災で建物が焼失するが、再建されずにＳＩ131住居跡が構築される。そして、ＳＩ131Ｂ住居の廃絶とともにこの場所は利用されなくなる。

〔２．昨年度までの調査成果における遺構の変遷〕

昨年度までの調査地は、概ね今回の調査で検出したＳＤ126区画溝の東側にあたり、検出した桃生城の存続時期と考えられる遺構としては、竪穴住居跡３棟（ＳＩ99～101）、掘立式建物跡５棟（ＳＢ96・97・113～115）がある。これらの建物跡、住居跡は直接重複していなため、重複関係から変遷を捉えることはできない。しかし、ＳＩ100住居跡とＳＢ97建物跡は、その近接している位置関係から、同時には存在し得ない遺構と考えた。

ところで、住居跡は３棟とも埋め戻されて廃絶している。そして、この埋め戻しを付近一帯における建物造営のための一連の整地と考え、これらの住居跡と建物跡については、ＳＩ99～101住居跡→ＳＢ96・97建物跡へ変遷していると考えた(註15)。また建物跡は、同位置での建替えはないが、ＳＢ113とＳＢ115の近接している位置関係から、少なくとも２時期にわたる変遷を想定した(註16)。

〔３．政庁西側官衙の変遷と構成〕

１）遺構の変遷の対応関係

これまでみてきた今年度と昨年度までの調査成果によれば、桃生城の存続時期の遺構としては、竪穴住居跡５棟、掘立式建物跡９棟、区画溝１条がある。そして、昨年度・一昨年度の調査では、ＳＤ126区画溝の東側で、ＳＩ99～101住居跡→ＳＢ96・97建物跡、また本年度の調査では、ＳＤ126区画溝の西側で、ＳＩ130住居跡→ＳＢ121・123建物跡→ＳＩ131住居跡という変遷を想定できた。

これらの建物跡と住居跡の変遷について対応関係を検討すると、ＳＩ99～101住居跡とＳＩ130住居跡は、それぞれの場所において桃生城の存続時期の遺構としては最も古いものである。規模も3～4ｍほどと類似し、その後のＳＢ96・97建物跡とＳＢ121・123建物跡の造営に伴う周辺の整地地業よって共に埋め戻されて廃絶している。このことからＳＩ99～101住居跡とＳＩ130住居跡は、直線距離でも100ｍ以上離れて検出されているが、建物で構成されるこの地区の官衙の造営に関わる一連の住居跡群と捉えられる。したがって、これらの住居跡を埋め戻して造営されたＳＢ96・97建物跡、ＳＢ121・123建物跡もまた同時期の官衙を構成する建物跡群とみられる。

以上より、本地区における住居跡、建物跡の変遷は、ＳＩ99～101住居跡・ＳＩ130住居跡→ＳＢ96・97建物跡・ＳＢ121・123建物跡で構成され、２時期の変遷が認められる官衙→火災→ＳＩ131住居跡と考えられる。

２）官衙の様相

これまで検討してきた変遷に基づいて、本地区の官衙の様相についてまとめれば以下のようになる。

本地区官衙は、東で政庁地区の丘陵に続き、北・西・南が南から入る大きな沢で限られた丘陵上に立地している。住居跡・建物跡は、広場として利用されたとみられる中央部の尾根上を避けたその周辺の緩斜面に分布しており、南半部の調査は不十分であるが、現地形から見てこの丘陵全体の東西約200m、南北約100mの範囲に広がるとみられる。

本地区の遺構変遷の中で最も古い段階は、住居跡で構成されている。ＳＩ130住居跡とＳＩ99～101住居跡は、次の段階の建物で構成される官衙の造営に伴う整地地業によって埋め戻されて廃絶していることから、官衙の造営に際して動員された人々の住居であった可能性が考えられる。

また、本地区の最後の段階は、ＳＩ131住居跡１棟だけを検出している。ＳＩ131住居跡は、火災後に配置された遺構で、その廃絶と同時に本地区の官衙も終末を迎えている。したがって、ＳＩ131住居跡は、火災後の処理や桃生城の廃絶に伴う作業に関連してこの場所に配された人々の住居とみられる。以上のことから、本地区における官衙は、建物だけで構成される、遺構変遷では２番目の段階にあたることになる。

建物跡の分布をみると、西半部中央付近で本地区を東西に二分しているSD126区画溝の東側には、５棟の建物がみられる。これらは、すべて桁行３間、梁行２間で、桁行総長が5～6m、梁行総長が3.3～4.4mほどの小規模な建物である。区画溝の西側では、建物跡としてはこれまでの桃生城跡で発見した建物跡の中では最大で、床張りのＳＢ121建物跡(桁行総長約14.3m、梁行総長約5.3m)や、規模が大きく間仕切りをもつＳＢ123建物跡(桁行総長約9.6m、梁行総長約4.8m)を発見している。すなわち、SD126区画溝の東西では、配置された建物の規模に大きな違いが認められ、大規模な建物跡が配置された西側は、本地区官衙の中枢部であり、その中でもＳＢ121建物は中心的な建物であった可能性が高い。

一方、SD126区画溝の東側は、規模の小さい建物群で構成されている。これらの建物跡の性格については判然としないが、その規模や配置からみて日々の業務を実際に担っていた建物、小規模な倉庫や兵舎などの可能性が考えられる。このように、SD126区画溝は、官衙の内部における東西それぞれの場所の使われ方の違いを区別しているとみることができるため、この段階の区画溝と考えられる。そして、SB123建物跡が同規模・同位置で建替えられ、焼失してその後に再建されていないことから、区画溝を境にした東西それぞれの場所の使われ方の違いは、官衙の廃絶まで一貫して維持されていた可能性も高いことが窺い知れる。

建物跡の中には一度建替えられているＳＢ123建物跡や、近接して同時に存在し難いＳＢ113建物跡とＳＢ115建物跡が存在している。このことから官衙は、少なくとも２時期の変遷を経ていることがわかる。そして、この官衙の終末は火災によってもたらされたことも明らかになっている。

ところで、政庁跡では、正殿をはじめとする各建物がやはり火災で焼失し、その後には再建されていないことが判明している(註17)。このような状況は、これまでみてきた本地区官衙の状況と一致している。このことから本地区で確認された火災は、政庁地区で確認された火災と同時のものであった可能性が高く、宝亀５(774)年の海道の蝦夷による桃生城の襲撃に起因するものと考えられる。

(註)

(註１) 多賀城跡調査研究所(1998.3)：「Ⅵ．発見された遺構と遺物」『桃生城跡Ⅵ』pp.11～21。

(註２) 東北地方南部の当該期の土師器編年は、氏家によって、栗囲式→栗囲Ⅱ式→国分寺下層式→対馬式→表杉ノ入式の変遷が示され、この内対馬式は国分寺下層式に包括され、栗囲Ⅱ式は内容が不明確なため使われないのが一般的である。(氏家和典(1988.11)「第一部　土師器論　二 東北土師器の型式分類とその編年 三 陸奥国分寺跡出土の丸底坏をめぐって－奈良・平安期土師器の諸問題－」『東北古代史の基礎的研究』東北プリント，pp.12～54。初出は1957年と1967年。小井川和夫・高橋守克「宮城県対馬遺跡出土の土器」『宮城史学　五号』宮城教育大学歴史研究会，pp.22～34。)

(註３) 多賀城跡調査研究所 (1995.3)：「Ⅸ．考察　(1) 遺物　2) 須恵器」『桃生城跡Ⅲ』pp.45～49。

(註４) Ⅰ群の様相をもつものに、ＳＩ130住居跡出土土器、ＳＩ99住居跡出土土器、ＳＩ100住居跡出土土器、ＳＩ101住居跡出土土器がある。Ⅱ群の様相をもつものに、ＳＩ131Ｂ住居跡床出土土器、ＳＢ17西脇殿跡柱痕跡及びその周辺の堆積土から出土した土器、ＳＤ126区画溝堆積土出土土器、ＳＢ121建物跡柱痕跡出土土器とＳＤ122雨落溝堆積土出土土器がある。Ⅱ群のうち、ＳＤ126区画溝堆積土出土土器、ＳＢ121建物跡柱痕跡出土土器とＳＤ122雨落溝堆積土出土土器は、出土状況からまとまりをもつものではなく、ＳＩ131Ｂ住居跡床出土土器との類似からⅡ群に含まれるものである。Ⅰ群とⅡ群の違いは、８世紀第３四半期のなかでも８世紀中葉に近いものと後半に近いものといえる。土器の内容では、Ⅰ群の須恵器坏Ａ類、蓋Ａ類に古い様相、土師器甕Ｂ類、須恵器坏Ｂ③類、蓋Ｂ類に新しい様相が見られる。

(註５) 第二号文書。宝亀11年９月17日の日付があり、位署部分に「主政外□」「擬主政□」の記載をもつ、磐城郡司の解文である(多賀城跡調査研究所 (1979.3)：『多賀城漆紙文書』pp.36～38。)

(註６)「解文案」「会津郡主政益口継ヵ」とある。出土遺構及びその遺物から８世紀半ばから９世紀初頭頃に会津郡の主政が多賀城下で解文の写しを整理していたと考えられている(吉野武(1997.3)：「付記文字資料　２木簡」『宮城県文化財調査報告書第174集　山王遺跡Ⅴ－第２分冊(伏石地区・考察) －』pp.211～213。)。

(註７) 多賀城跡調査研究所(1979.3)：「Ⅳ　発見された遺構と遺物」『伊治城跡Ⅱ』pp.24～26。

(註８) 吉野武(1996.3)：「第Ⅰ章遺物　５．文字資料の性格　(１) 墨書土器」『宮城県文化財調査報告書第171集　山王遺跡Ⅳ－多賀前地区考察編－』pp.61～77。

(註９) 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注(1976.12)：「職員令第二」『日本思想体系３　律令』岩波書店，pp.192～195。

(註10) ＳＤ126区画溝の西側の表土から転用砥１点、東側では、ＳＩ99住居跡細部(Ｐ１・周溝内)から３点、ＳＩ100住居跡床から１点、ＳＩ101住居跡床・細部(Ｐ３)・堆積土から３点、表土から砥石１点が出土している(多賀城跡調査研究所(1998.3)：『桃生城跡Ⅵ』pp.11～21･24～26、多賀城跡調査研究所(1999.3)：『桃生城跡Ⅶ』p.23。)

(註11) 多賀城跡調査研究所(1995.3)：「Ⅸ．考察　(1)遺物　2)瓦の分類」『桃生城跡Ⅲ』pp.49～53。

(註12) 第８次調査の３点に、第６次調査出土の丸瓦３点[ＳＩ99住居跡堆積土１層、ＳＩ100住居跡確認面、ＳＢ97－Ｐ４]、平瓦３点〔ＳＫ103土壙堆積土２点、表土１点〕が加わり、合計９点である。

(註13) 多賀城跡調査研究所(1995.3)：「Ⅸ．考察　(1)遺物　3)壁材」『桃生城跡Ⅲ』pp.53～55。

(註14) 多賀城跡調査研究所(1998.3)：「Ⅶ．考察」『桃生城跡Ⅵ』pp.27～31。

(註15) 註14と同じ。

(註16) 多賀城跡調査研究所(1999.3)：「Ⅵ．考察」『桃生城跡Ⅶ』pp.24～26。

(註17) 多賀城跡調査研究所(1995.3)：「Ⅸ．考察　(２)遺構Ⅶ」『桃生城跡Ⅲ』pp.56～62。

第15図　政庁西側官衙模式図(1／1000)

Ⅶ. まとめ

1．本地区官衙は、政庁跡の立地する丘陵から西側へ続く丘陵上に立地しており、南・西・北は南から入り込む大きな沢で限られている。遺構は広場として利用された中央部の高まりを避けてその周辺部の緩斜面上に展開しており、その範囲は、南半分の調査は不十分であるが、地形からみて東西200m、南北約100mほどと考えられる。

2．これまでの調査で検出した桃生城の存続時期の遺構としては、建物跡９棟、竪穴住居跡５棟、区画溝１条がある。これらの遺構の変遷は、竪穴住居跡→建物跡→竪穴住居跡と捉えられる。

3．最初の住居跡は、後続する建物で構成される官衙の造営に関連したもの、最後の住居跡は官衙の廃絶に関わるものとみられる。したがって、本地区の官衙は、遺構の変遷では２番目の段階の建物跡で構成されていることになる。官衙の内部は、西半部中央を南北に縦断する区画溝で東西に二分されている。大規模な建物がある区画溝の西側が本官衙の中枢部で、SB121・123建物跡がその中心建物とみられる。一方、区画溝の東側は、小規模な建物跡で構成されており、日常の業務を行っていた実務官衙と考えられる。

4．官衙は火災に遭って廃絶している。この状況は政庁跡のあり方と同じである。このことから、この火災は政庁地区から本地区までおよぶ同時期のもので、宝亀５(774)年の海道の蝦夷による桃生城の襲撃によるものと考えられる。

写真図版

調査区全景（上空から）〔ネガD21833〕

１．ＳＢ121建物跡
ＳＤ122雨落溝
（上空から）
〔ネガD21837〕

２．ＳＢ123建物跡
ＳＤ127雨落溝
（上空から）
〔ネガD21836〕

３．ＳＢ128建物跡（東から）〔ネガD21796〕

４．ＳＢ129建物跡（北から）〔ネガD21799〕

写真図版３

1．ＳＤ126区画溝
断面状況
（南から）
〔ネガD21782〕

2．ＳＩ130
竪穴住居跡
ＳＩ131Ａ・Ｂ
竪穴住居跡
（上空から）
〔ネガD21841〕

1．ＳＩ130住居跡
出土土器
〔ネガＥ1394〕

2．ＳＩ131Ｂ住居跡
床出土土器
〔ネガＥ1395〕

6．鉄鏃
ＳＩ131Ｂ住居跡出土
〔ネガＥ1399〕

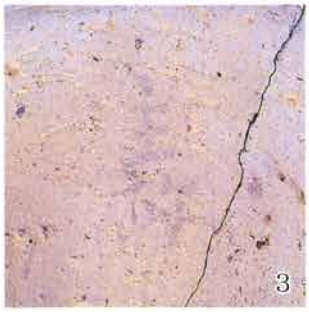

3．墨書土器（主政）
ＳＩ130住居跡出土
〔ネガＥ1396〕

4．墨書土器（本）
表土出土
〔ネガＥ1397〕

5．転用硯
表土出土
〔ネガＥ1398〕

7．壁土
ＳＩ126区画溝出土
〔ネガＥ1400〕

報告書抄録

ふりがな	ものうじょうあと 8
書名	桃生城跡Ⅷ
副書名	
巻次	
シリーズ名	多賀城関連遺跡発掘調査報告書
シリーズ番号	第25冊
編著者名	後藤秀一・吾妻俊典
編集機関	宮城県多賀城跡調査研究所
所在地	〒985－0862 宮城県多賀城市高崎1丁目22番1号
発行年月日	西暦　２０００年 3月 ２２日

ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯 °′″	東経 °′″	調査期間	調査面積 ㎡	調査原因
ものうじょうあと 桃生城跡	みやぎけんものうぐん 宮城県桃生郡 かほくちょう 河北町 みやぎけんものうぐん 宮城県桃生郡 ものうちょう 桃生町	04561 04565	004	38 度 31 分 49 秒	141 度 16 分 50 秒	19990802～ 19991018	1200	調査計画に基づく学術調査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
桃生城跡	城柵	奈良時代 後半	区画溝　１条 掘立式建物跡　４棟 雨落溝　２条 竪穴住居跡　２棟 焼成遺構　１基 土壙　７基 溝　３条 柱穴　３個	須恵器・土師器・瓦・鉄製品・転用砥・壁土	１.政庁西側官衙は、南北100m以上、東西200m以上の広がりを持つ。 ２.官衙は、区画溝によって東西に分けられ、その西側で、大規模な建物跡を２棟発見した。 ３.大規模な建物は、宝亀５(774)年の海道の蝦夷による攻撃によって焼失している。 ４.遺構と遺物の検討から、竪穴住居から建物、その後竪穴住居へ変遷することが捉えられ、本地区での遺構の存続が、８世紀第３四半期頃に限定されることがわかった。

第８次調査地区全景（上空より）

多賀城関連遺跡発掘調査報告書第25冊
桃 生 城 跡 Ⅷ

平成12年３月22日発行

発行者　宮城県多賀城跡調査研究所
多賀城市高崎一丁目22番１号
ＴＥＬ.(022)368－0102
ＦＡＸ.(022)368－0104
印刷所　東 杜 印 刷 株 式 会 社